

第6期
可児市障がい者計画
【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】

(案)

は じ め に

令和3年3月

可児市長 富田 成輝

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の性格	3
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
第2章 可児市の障がい児・者を取り巻く現状	7
1 計画の進捗状況	8
2 第5期可児市障がい者計画における目標の達成状況	10
3 統計から見える可児市の状況	14
4 アンケート調査及びヒアリング結果	19
5 障がい者計画策定委員からの意見	27
6 第5期可児市障がい者計画の総括と今後の展開	31
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系	36
4 重点を置く取り組み	38
第4章 障害福祉サービス等の見込み	41
1 成果目標	42
2 障害福祉サービスの見込み	47
3 地域生活支援事業の見込み	51
4 障害児通所サービスの見込み	55
5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	57
第5章 基本計画	59
1 地域でつながり、支えあう	60
2 住み慣れた地域で住み、くらす	70
3 健やかに、安心して生活する	73
4 住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ	78
5 働き、活動する	83

第6章 計画の推進体制	87
1 団体・事業者等との連携.....	88
2 障がい福祉施策に関する財政措置について.....	88
3 PDCA サイクルによる実効性の確保.....	88
4 継続して実施する事業について	89
資料編	91
1 策定の経過.....	92
2 策定委員会要綱.....	93
3 策定委員会名簿	94

障害 と 障がい

市が作成する行政文書等（広報紙、パンフレット、計画書、ホームページなど）は、障がい者の人格尊重の理念に基づき、「障がい」と「がい」をひらがな表記しています。

法令等の名称又は法令用語、固有名詞、人の状態を表現していないものに対して使用するときは、「障害」の表記を用いることができるとしています。

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい福祉に関する取り組みは、平成 21（2009）年に「障がい者制度改革推進本部」が設置されて以降、「障害者権利条約[※]」の締結に向けてさまざまな国内の法整備が進められてきました。平成 23（2011）年に「障害者基本法」が改正され、その翌年に成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」では、共生社会をめざすことが示されました。また、制度の谷間を埋めるため難病等[※]をサービスの対象に含めることなども新たに定められました。

その後、平成 28（2016）年に障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がいのある人が望む地域での生活を支援し、多様なニーズに対応するためにサービスが新設され、障害児福祉計画の策定が平成 30（2018）年度より義務付けられました。

可児市（以下、「本市」という。）では、平成 30（2018）年 3 月に「第 5 期障がい者計画（計画期間：平成 30 年度～平成 32 年度）」を策定し、『お互いを認め合いみんなが地域で育ち自分らしく暮らせるまち』を基本理念に掲げ、障がい福祉施策を推進してきました。

新たな国の障がい福祉に関する動向や、これまでの可児市の取り組みを踏まえ、第 6 期可児市障がい者計画（以下、「本計画」という。）を策定しました。令和 3（2021）年度からの障がい福祉に関する取り組みを着実に推進し、障がいのある人が望む地域で、必要とする支援や障害福祉サービスの提供を受けられるよう、サービス提供体制の整備や社会参加を図りながら、安心して暮らせるまちをめざします。

障害者権利条約：障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約であり、障がい者の自立、非差別、社会への参加等を一般原則として規定するほか、アクセシビリティ、家族、教育、労働等さまざまな分野において、障がい者の権利を保護・促進する規定を設けている。

難病：(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義される。

2 計画の性格

○本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として「第 6 期可児市障がい者計画」、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として「第 6 期可児市障がい福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として「第 2 期可児市障がい児福祉計画」を位置づけ、これらの計画を一体として『第 6 期可児市障がい者計画』を定めました。

○この計画は、可児市における障がい者施策の基本的な考え方や障害福祉サービス及び地域生活支援事業、障害児通所サービス等の見込み量について明らかにし、障がい者施策の総合的な推進をめざすものです。

○本計画は、「可児市政経営計画」や「第 3 期可児市地域福祉計画」の障がい者福祉に関する具体的な部門別計画として位置づけ、可児市における各分野の関連計画と整合・調整を図りながら策定しています。

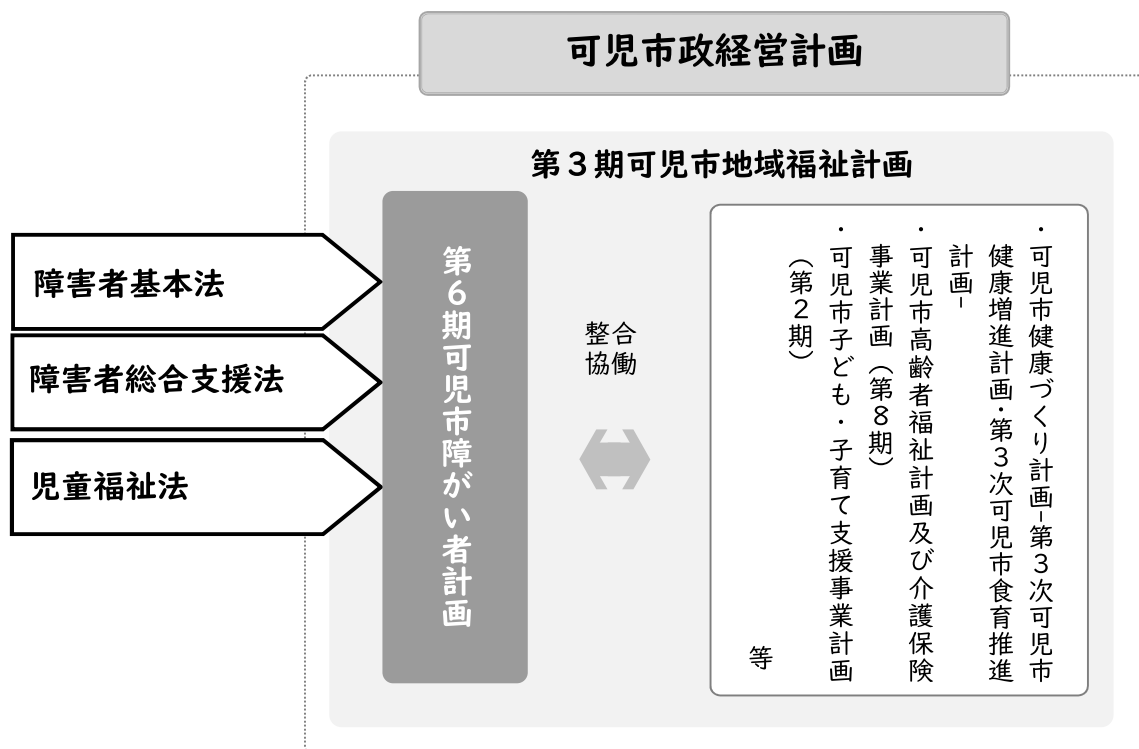
○障がい児支援の方向性については、子ども・子育て支援法に基づく「可児市子ども・子育て支援事業」との調整を図ります。

○本計画は、サービス利用者、当事者団体およびサービス提供事業者等を対象にしたアンケート調査やヒアリング、並びに策定委員会、パブリックコメントを通じて、障がいのある人や関係者の意見を踏まえて策定しています。

■策定する計画の関係性

法に基づく計画の名称	策定する計画の名称	定める内容
市町村障害者計画	「第 6 期可児市障がい者計画」	障がい者施策の基本的な考え方
市町村障害福祉計画	「第 6 期可児市障がい福祉計画」	障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量
市町村障害児福祉計画	「第 2 期可児市障がい児福祉計画」	障害児通所サービス等の見込み量

■第6期可児市障がい者計画の位置づけ



3 計画の期間

国の基本指針では、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の計画期間を3年としています。これに即して、本市でもこれらの計画の期間を3年を1期として定めることとし、令和3（2021）年度～令和5（2023）年度を計画期間とする「第6期可児市障がい者計画」「第6期障がい福祉計画」、「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
第4期可児市障がい者計画 （第4期障がい福祉計画）			第5期可児市障がい者計画 （第5期障がい福祉計画） （第1期障がい児福祉計画）			第6期可児市障がい者計画 （第6期障がい福祉計画） （第2期障がい児福祉計画）		

4 計画の対象

本計画は、障がいのある人とこの地域に関わる皆さんを対象としています。

第2章 可児市の障がい児・者を取り巻く現状

1 計画の進捗状況

平成30（2018）年3月に策定した、「第5期可児市障がい者計画」に位置づけている事業についての進捗状況は次のとおりです。

A…計画通り進行中 B…概ね計画どおりだが、一部未実施
C…未着手 D…事業の完了

No.	施策の方向	事業	A	B	C	D	計
1	地域でつながり、 支えあう	(1) 障がいの理解と支えあいの心の育成	8	0	0	0	8
		(2) 市民による支えあいのしくみの強化	6	0	0	0	6
		(3) 相談支援体制の強化	2	0	0	0	2
		(4) 情報提供	4	0	0	0	4
		(5) 障がい者施策推進のための体制強化	4	0	0	0	4
		(6) 防災・防犯体制の整備	5	2	0	0	7
2	住み慣れた地域で 住み、くらす	(1) 在宅支援と居住の場の確保	11	1	0	0	12
		(2) 福祉用具や医療費助成制度の推進	3	0	0	0	3
3	健やかに、安心して生活する	(1) 支えあいによる健康づくりの推進	5	0	0	0	5
		(2) 健康の保持・増進のための支援	3	0	0	0	3
		(3) バリアフリーの計画的推進	6	0	0	1	7
		(4) 権利を守るしくみづくり	2	0	0	0	2
		(5) 「合理的配慮」と「差別解消」への対応	1	0	0	0	1
4	住み慣れた地域で 育ち、学び、楽しむ	(1) 総合的な障がい児支援の充実	16	0	0	0	16
		(2) 生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実	6	0	0	0	6
5	働き、活動する	(1) 一般企業等への就業に向けた支援	5	1	0	0	6
		(2) 就業の場の確保と自立訓練の推進	3	0	0	0	3
		(3) 日中活動の場の確保	2	0	0	0	2
		(4) 外出・意思疎通支援の充実	6	0	0	0	6
合計			98	4	0	1	103
区分の割合（％）			95.1	3.9	0.0	1.0	100.0

※進捗状況は令和元年度末状況で区分しています。

「第5期可児市障がい者計画」に位置づけている事業については進捗状況A（計画どおり進行中）が約95%となっており、概ね順調に推進されています。

進捗状況B（概ね計画どおりだが、一部未実施）の事業名や理由は下記のとおりです。

進捗状況D（事業の完了）は、住宅改修に向けた相談の実施です。令和元年度末に市の住宅建築相談は廃止となりました。相談件数の減少と公益社団法人岐阜県建築士会にて相談できるようになったことによるものです。

進捗状況Bの事業名および理由

番号	事業	事業名	理由
No.1（6）	防災・防犯体制の整備	福祉避難所の充実	災害時における福祉避難所の設置・運営マニュアルを整備中であるため。
		避難所の充実	オストメイト対応トイレ [*] が設置されている福祉避難所は4箇所のうち1箇所のみであるため。
			災害時における医療救護体制について、平成30年2月に策定したマニュアルを見直し中であるため。
No.2（1）	在宅支援と居住の場の確保	障害福祉サービスの利用支援	指定特定相談支援事業者が増加しなかったため。
No.5（1）	一般企業等への就業に向けた支援	就労に向けた情報発信・情報提供の充実	障がい者の就労支援に繋がるように企業フェアへの特別支援学校の連携を検討しているため。

オストメイト対応トイレ：人工肛門・人工膀胱を造設している人をオストメイトと呼び、オストメイトが、ストーマ（便や尿の排泄口）装具や汚れ物を洗うための「汚物流し」、汚れた腹部を洗うことができるお湯の出る「シャワー付水栓金具」などを設けたトイレのこと。

2 第5期可児市障がい者計画における目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国の指針

目標	令和2年度目標
施設入所者の地域生活への移行	平成28年度末の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行。
施設入所者数の削減	平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減。

■可児市における実績

項目	実績値				目標 (令和2年度)	達成状況
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
施設入所者数	80人	83人	81人	83	80人	未達成
施設入所者の削減数	-	-3人	-1人	-3人	-	未達成
平成28年度末の施設入所者に占める地域移行者数	-	0人	1人	2人	1人	達成
平成28年度末の施設入所者に占める地域移行者の割合	-	-	1.3%	2.5%	1.3%	達成

※目標の達成状況は令和2年3月末の累計数値で判断しています。

■施設入所者の削減数内訳

施設入所者増減の内訳は以下の通りであり、死亡、地域移行により5人減でしたが、新規等入所者が8人増のため、3人増となりました。地域移行は施設入所から共同生活援助（グループホーム）への移行が1人、アパート暮らしへの移行が1人です。

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	実績計
新規入所	2人	2人	3人	7人
再入所	1人	0人	0人	1人
死亡	0人	△3人	0人	△3人
地域移行	0人	△1人	△1人	△2人
差引合計	3人	△2人	2人	3人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国の指針

市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。(困難な場合は、複数市町村による共同設置でも可)

■ 可児市における実績

項目	実績値				目標 (令和2年度)	達成状況
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
保健・医療・福祉関係者による協議の場	〇か所	〇か所	1か所	1か所	1か所	達成

(3) 地域生活支援拠点等の整備

■国の指針

障がい者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約等を行う拠点等について、各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備する。

■ 可児市における実績

項目	実績値				目標 (令和2年度)	達成状況
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
地域生活支援拠点等の整備	〇か所	〇か所	1か所	1か所	1か所	達成



地域住民も参加「けやき可児」の祭り

新しい取り組み② 地域生活支援拠点の整備

親亡き後に備えて

障がいのある子をもつ保護者の不安の一つに「親亡き後をどうするか」ということがあります。

その場合は、まず日中に活動をする場所をつくることから始めましょう。自宅から施設に通い、就労訓練をしたり、介護を受けたりと、その人の障がいの程度に適した過ごし方を見つけていきます。

日中の活動に慣れてきたら、自宅以外の場所での宿泊する訓練をしてみよう。入所施設での短期入所やグループホームの体験利用などもあります。

このような経験を積み重ね、将来的には

- ・ 自宅で継続して過ごす
- ・ 地域のグループホームに入居する
- ・ 施設に入所する

などから生活する場所を選んでいきます。

現在、短期入所やグループホームの体験利用を推進しており、順次協力していただく施設を増やす予定です。

また、障害福祉サービス事業などを展開したい方・事業者の相談も受け付けています。気軽に相談してください。



グループホーム「サンライズ可児の杜」の食堂

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

目標	令和2年度目標
福祉施設から一般就労への移行	平成28年度実績の1.5倍以上。
就労移行支援事業の利用者数の増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末の利用者数の2割以上増加。
就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上。
就労定着率	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とする。

■ 可児市における実績

項目	実績値				目標 (令和2年度)	達成状況
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
福祉施設から一般就労への移行者数	5人	8人	23人	10人	8人	達成
就労移行支援事業の利用者数	25人	41人	36人	36人	30人	達成
就労移行支援事業所全体に占める、就労移行率が3割以上の事業所数の割合	0%	0%	33%	0%	50%	未達成
就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率	-	-	-	80%	80%	達成

※目標の達成状況は令和2年3月末の累計数値で判断しています。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針

目標	令和2年度までの目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)
保育所等訪問支援サービスの拡充	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(困難な場合は、圏域単位での確保でも可)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議体設置	医療的ケア児支援のために、平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)

■ 可児市における実績

項目	実績値				目標 (令和2年度)	達成状況
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
児童発達支援センターの設置	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	未達成
保育所等訪問支援体制の整備	整備	整備	整備	整備	整備する	達成
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	1か所	未達成
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保	〇か所	〇か所	〇か所	〇か所	1か所	達成
平成30年度末までに、医療的ケア児支援のために各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	〇か所	〇か所	〇か所	1か所	1か所	未達成

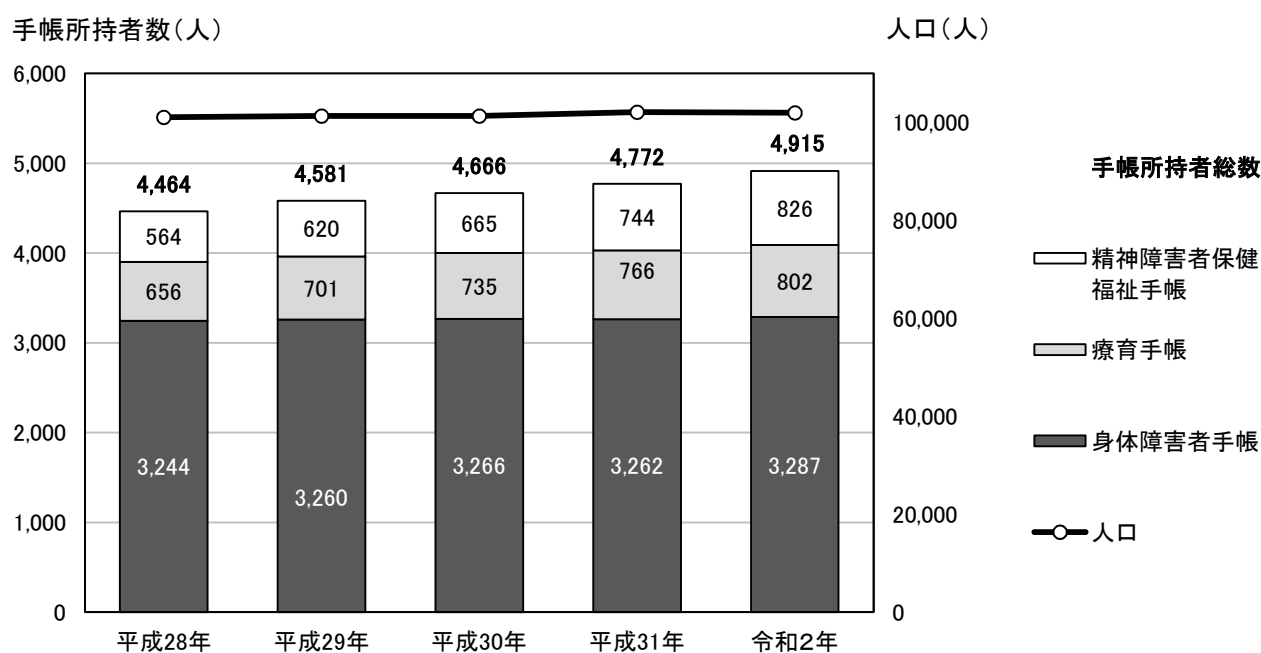
※主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所は、令和2年4月1日に1か所確保した。

3 統計から見える可児市の状況

(1) 各手帳所持者数の推移

可児市における人口と障がい者手帳の所持者数について、平成28(2016)年から令和2(2020)年の傾向は下記のとおりです。人口はわずかな増減はあるものの、手帳所持者数は増加しています。特に精神障害者保健福祉手帳所持者数の伸びが46%増と顕著で、令和2年に療育手帳所持者数を超えました。

■人口増減と障がい者手帳所持者数の比較

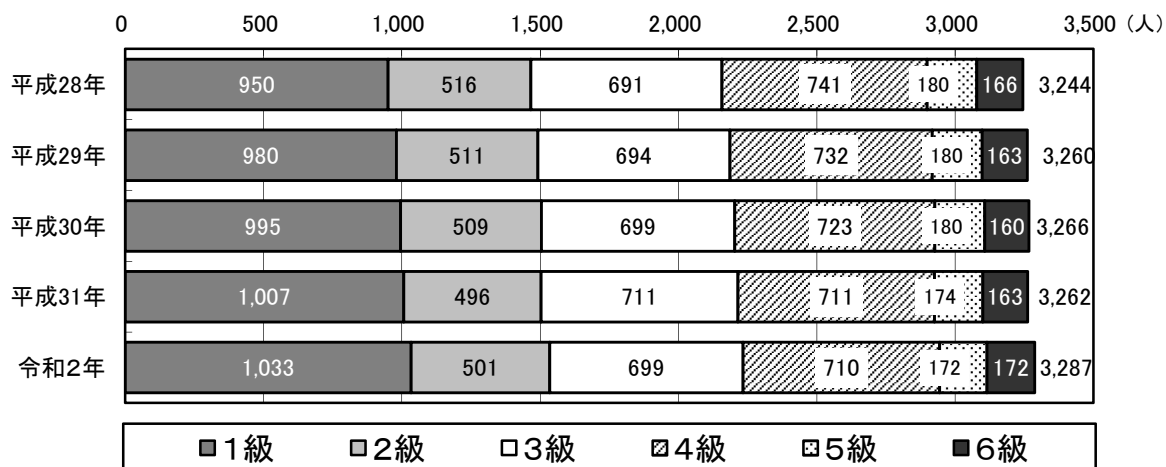


資料：市福祉支援課（人口：各年4月1日／手帳：各年3月31日）

①身体障害者手帳所持者数の推移

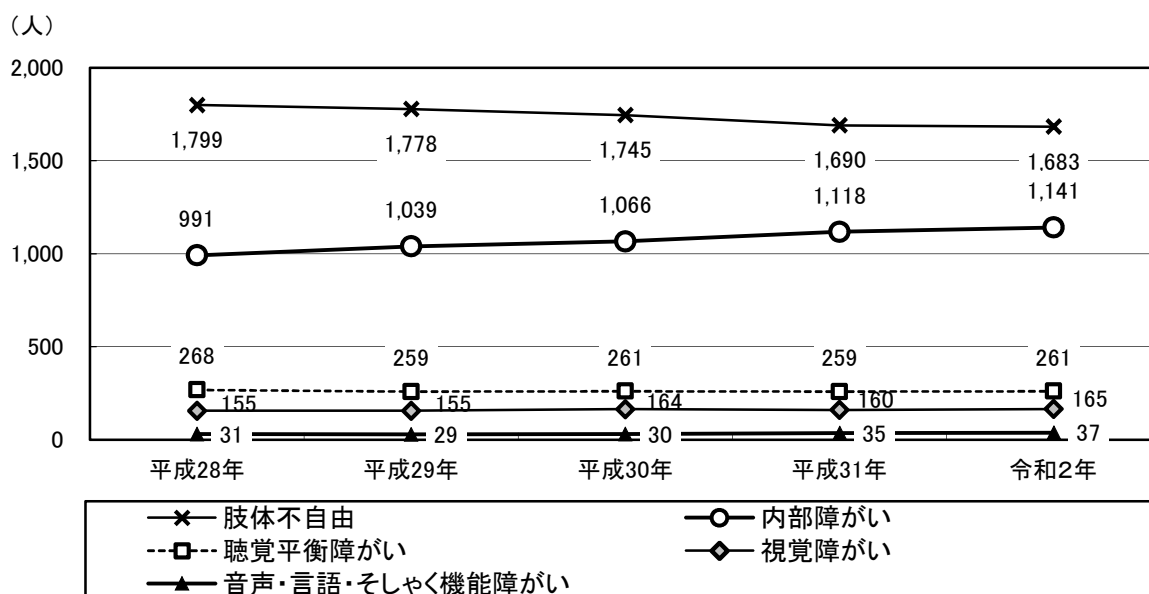
可児市の身体障害者手帳所持者数はわずかに増加しています。障害種類別の身体障害者手帳所持者数の推移をみると、内部障がいが増加し、肢体不自由が減少しています。増加の要因は、医療の進歩と高齢化によるものと考えられます。また、障がい等級の重度化傾向も見受けられます。

■ 障がい等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：福祉支援課（各年3月31日現在）

■ 障がい種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

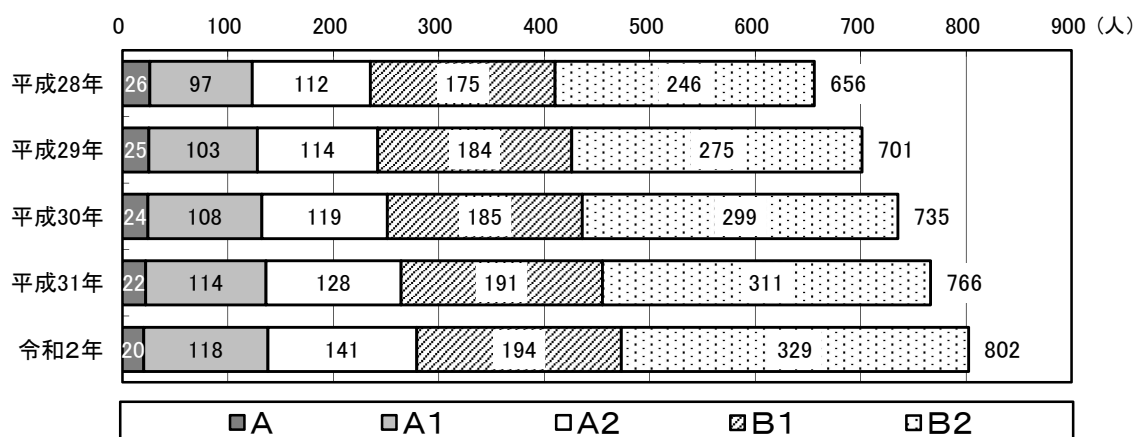


資料：福祉支援課（各年3月31日現在）

②療育手帳所持者数の推移

可児市の療育手帳所持者数は、平成28（2016）年から令和2（2020）年までの5年間で約1.2倍となっています。特にB2判定の軽度者は5年間で約1.3倍と、高い増加率となっています。可児市の人口との比較では、平成28（2016）年人口比0.65%から令和2（2020）年人口比0.79%と増加しています。要因は、知的障がいに対する認知度の向上や早期療育を希望する保護者が増えていることが考えられます。

■ 障がい等級別 療育手帳所持者数の推移

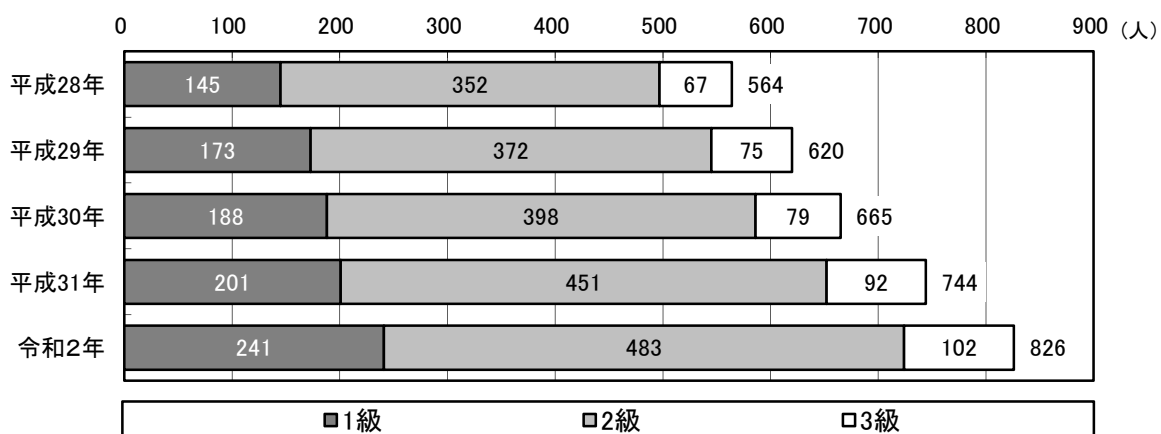


資料：福祉支援課（各年3月31日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

可児市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成28（2016）年から令和2（2020）年までの5年間で約1.5倍となり、大きく増加しています。特に1級は5年間で約1.7倍と、高い増加率を示しています。可児市の人口との比較では、平成28（2016）年人口比0.42%から令和2（2020）年人口比0.61%と増加しています。増加の要因は、うつ病、統合失調症などの患者が増加していることが考えられます。

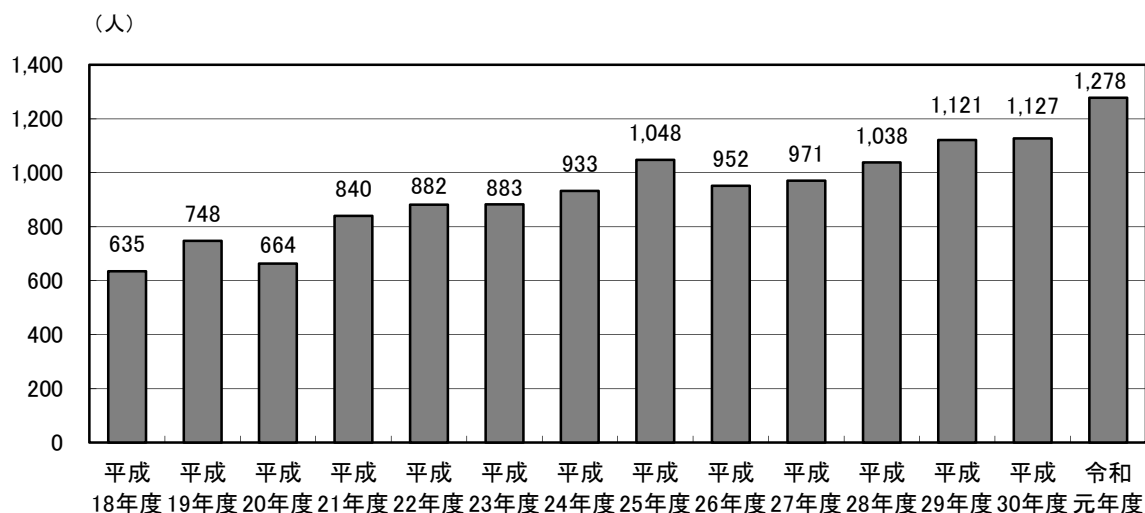
■ 障がい等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：福祉支援課（各年3月31日現在）

精神障がいなどの治療にかかった医療費の自己負担を軽減する自立支援医療（精神通院医療）受給者数は平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間で約1.3倍となり、増加傾向にあります。

■自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移



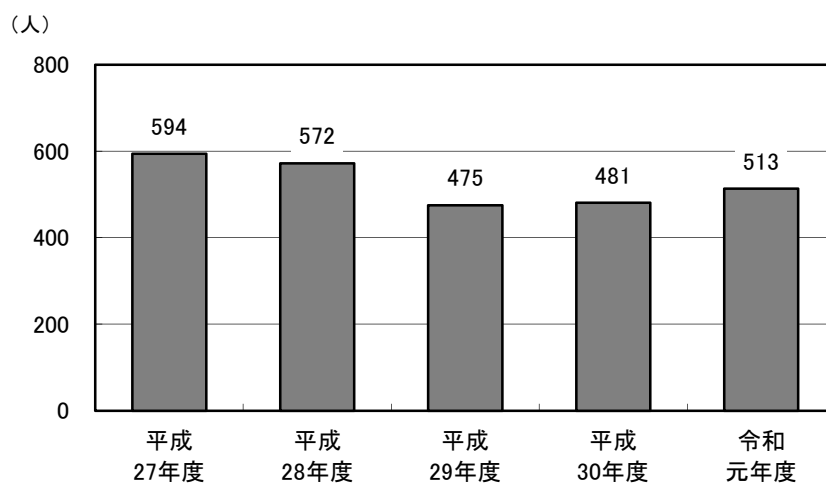
資料：福祉支援課（各年度末現在）

（２）難病患者の状況

平成25年4月1日から「障害者総合支援法」が施行され、障がい者の範囲に「難病等」が追加されました。特定疾患認定患者及び指定難病認定患者が障害福祉サービスの利用対象となっています。

平成29年4月1日法改正に伴う重症度分類等の改正により認定者数が大きく減少しています。

■指定難病等患者数の推移



資料：可茂保健所（各年度末現在）

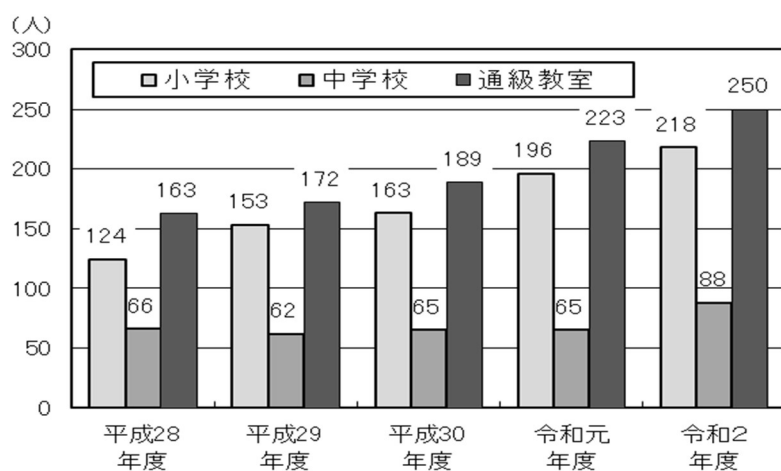
（３）障がいのある児童生徒の現状

可児市立の小中学校に通う特別支援学級の児童生徒数は、平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間で、小学校は約1.8倍、中学校は約1.3倍、通級教室は約1.5倍となり、それぞれ増加傾向にあります。

特別支援学校に通う可児市在住の児童生徒数は、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間で高等部は約1.2倍、小学部は約1.3倍と増加していますが、中等部は約0.6倍と減少しています。

増加の原因は、発達障がい※や知的障がいの認知度が高まり、障がい児として診断される児童が増えていることや学習や就職への専門的支援を求め支援学校を選ぶ保護者が増えているためと考えられます。

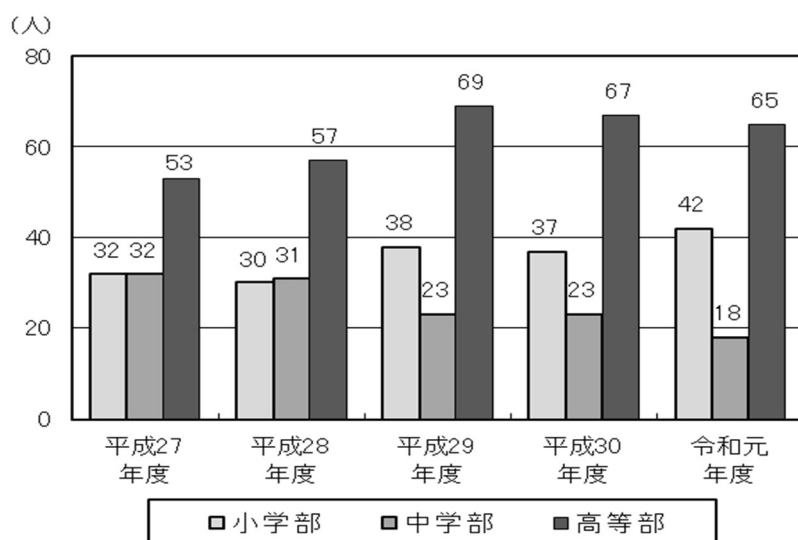
■特別支援学級の在籍者数の推移



通級教室：小学校又は中学校の通常学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導の場で行う指導形態。

資料：市教育委員会（各年5月1日現在）

■特別支援学校の在籍者数



資料：市教育委員会（各年度末現在）

発達障がい：自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで、症状が通常低年齢に発現するもの。

4 アンケート調査及びヒアリング結果

本計画策定の基礎資料とするため、下記の区分の人を対象に、障がいのある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などについてのアンケート調査及びヒアリングを実施しました。

■調査の概要

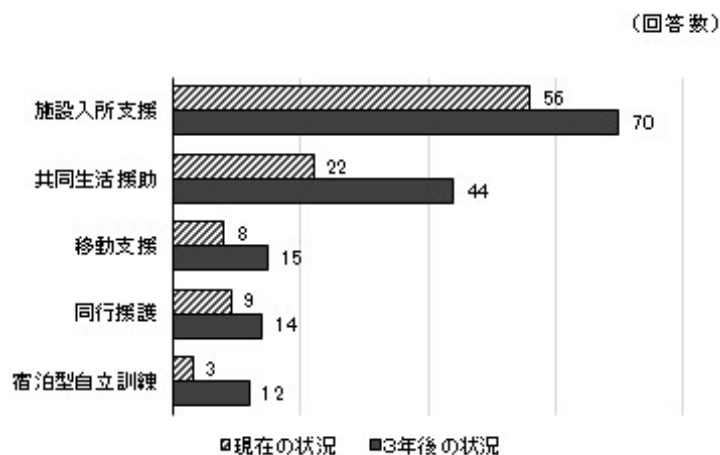
区分	対象	回収数	配布数	回収率
サービス利用者	障害福祉サービスを利用している人	393	852	46.1%
障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスを提供している市内事業所	31	49	63.3%
活動団体	当事者またはその保護者団体	4	4	100.0%
民生委員（理事）	地域で活動いただいている民生委員（理事）	12	19	63.2%

（１）障害福祉サービスの利用について

障害福祉サービスの利用について、サービス利用者に尋ねたところ、【現在の状況】より【３年後の状況】の回答が多くあった主なサービスは下記グラフのとおりです。

親亡き後の暮らしの場として居住支援系サービス（施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、障がい者の社会参加を促進するサービス（移動支援、同行援護）の充実が求められていることが分かります。

■障害福祉サービスの利用について【現在の状況】【３年後の状況】



※【３年後の状況】回答数が【現在の状況】回答数より多かった主な項目を掲載しています。

施設入所支援とグループホームに関しては、親なき後に対する不安から３年後のサービス利用希望が高くなっています。詳しく分析すると以下のとおりです。

- ・自宅で生活している人の１０％が３年後にグループホームを利用したいと希望していますが、現在体験等の利用をしているのは２％に過ぎません。
また、３年後にグループホームや施設入所、宿泊型自立訓練といった居住支援系サービスの希望者は６２人（２０％）になります。
- ・施設で暮らしている人の８５％が、３年後も施設で暮らしたいと希望しています。グループホームで暮らしている人の６％が、３年後に施設入所を希望しています。
- ・以上のことから、今後もグループホームや短期入所の体験利用を促進すると共に、グループホームや短期入所を利用できる事業所の確保が必要です。

現在の生活	現在のサービス利用			３年後のサービス利用		
	GH	入所	宿泊	GH	入所	宿泊
自宅 310人	5人 (2%)	-	3人 (1%)	32人 (10%)	18人 (6%)	12人 (4%)
GH 16人	12人 (75%)	2人 (13%)	-	9人 (56%)	1人 (6%)	-
入所 60人	-	50人 (83%)	-	3人 (5%)	51人 (85%)	-

（２）活動団体の課題や問題点について

障がい者やその保護者で構成される活動団体の課題や問題点は、「新規メンバーの加入が少ない」「メンバーに偏りがある」「新型コロナウイルスの影響で活動できない」ことが挙げられています。

（３）障害福祉サービス事業所の課題について

市内の障害福祉サービス事業所における課題は、職員の確保や資質向上、事務作業量の多さが挙げられています。

（４）障がい福祉施策で重点的に取り組むべき課題について

障がい福祉施策で重点的に取り組むべき課題として、「親亡き後の暮らしの場」「障がいのある子どもの早期発見、早期療育」「就労支援・定着支援」「情報提供」などが挙がっており、障がい者の人生に寄り沿った切れ目のない支援が求められています。

(5) アンケート調査及びヒアリングでの意見

アンケート調査及びヒアリングの自由意見から以下のような意見が出されました。主な意見のみ集約し、掲載しています。

回答対象：利 → サービス利用者	／ 団 → 活動団体
事 → 障害福祉サービス事業所	／ 民 → 民生委員（理事）

回答対象	内容	件数
【施設、親亡き後のこと・親が介護できないときのことにについて】		
利、事	子どもは、今、自宅で暮らしている。いつかグループホームに入れたい、入所させたいと思ったとき、空きがなくて入れないということがないと良い。 地域で育ち、住みごこち一番になるには、まだグループホームなどの生活をしていく場所が他市、他県より少ない。市と事業所が協力し合い、市も事業所の状況を把握して、安定したサービス（事業所）が提供できるようにしていただきたい。 入所施設が少なく、グループホームを増やしてほしい。今回のコロナのような時、こもる事も難しい重度障がい者には、家族との分離も無理であると思いつくづきました。災害時どうするか、改めて考えました。障がい者に優しい可児市であってほしい。	10
利	現在は、生活介護の利用で、十分に満足し不安ありませんが、20年先を考えると不安になります。いざとなった時「入所」する施設があるのか？と思います。手のかかる我が子には、特に不安を感じます。 重心の若年の子の入所施設を増やしてほしい。 障がい者が年を取った時、老後の入所出来る所を作してほしい。 成人の重度の知的障害者は、絶対一人で生活できません。親が高齢になると、施設入所が必要で通所ではやっていけません。市内で、終の棲家となる入所施設をもっと増やして欲しい。	6
利、事	ショートステイの利用を市外・県外で探している。みていただけるのはありがたい事ですが、何かあった時に何十分とかけて施設まで行かないといけません。老人の施設ばかり増えている印象ですが、児の施設、ショートステイができる所が欲しいです。 現在、一泊二日で短期入所を県外の施設で利用中。居住地近くに利用できる施設ができるとありがたい。	5
利	療育 A・身体1級の子を持つ親（私）が、年々腰痛、ひざ痛、五十肩等々に悩まされ、子の将来が不安。今はショートステイを利用しているが、私が動けなくなった時どうなるか心配。障害者は必ずどこかへ入所できるよう、市が支援してほしい。 家族が元気な時は良いが、将来が不安。グループホームや施設入所の条件などがあれば知りたい。一人で生活するのは無理がある。	4

利、事	重度心身障害者専門の入浴施設が市内にあると助かる。現在は県外、市外でお世話になっている。 身障１級・療育Ａ１級。市内で入浴が利用できる生活介護施設は「ふれあいの里」しかない。入浴を希望する方は多くふれあいの里だけでは受け入れられず、困っている人もいると思う。入浴できる施設が増えるよう市も考えてほしい。 重度障がい者が利用できる施設をもっと可児市に作ってほしい。吸引等必要な重度の方が、遠方の施設しか利用できず、長時間車に揺られていくのは負担が大きい。	3
事、民	玄関、トイレのバリアフリーなど、ハード面が整った事業所が少ない。	2
利	女子のショートステイの充実。就労先の充実（一般の方との仕事）。親亡き後の生活が安心できる環境を整えて欲しい。移動手段や、まだまだ改良出来る事があると思う。積極的に取り組んでほしい。	1
利	親がコロナやインフルエンザに感染したら、医療的ケアが必要な子供をどうしたら良いか？受け入れ先を考えて欲しい。	1
利	子が一人になった時、すぐ支援してくれる所を探している。子供を安心して引き受けてくれる支援所があると良いがまだ数少ない。自由に受け入れてくれる所が欲しい。	1
利	障がいがある子を持つ親が、両方ともいなくなった時、障がいがある子でも安心して生活できる、と言ってもらえるとこの市に住んで本当に良かったと思える。	1

【障害福祉サービスについて】		
利	日常生活用具、補装具の助成を拡大して欲しい。	3
利	相談員の増員、障害福祉サービスに関する相談先をわかるようにして欲しい。	2
利	相談員、施設スタッフのレベル向上。	1
利	市内で利用できる事業所がほとんどないため、他市まで探して利用している。可児市で生活をしたいくても、できないのが現状。事業所が障害者の選択をしているように思うわれる所が多く感じられる。	1
利	色んな障害があるため、その人に合った援助が受けられるようになればと思います。	1
利	グループホームの利用を希望している。サービスは、月曜日～金曜日となっている。週末は自宅で過ごすことは賛成だが、土曜日や日曜日に用事がある場合、グループホームで対処していただけるが全額自己負担になるとのこと。土日限定で、他の短期入所や居宅介護（ホームヘルプ）が利用出来るよう希望したい。	1

利	施設の職員は良く頑張っていると思うが、やはり家庭のように行き届いていない所が多い。毎日入浴できる施設はないようだが、夏に2日に1度というのはかわいそう。	1
利	現在利用しているショートステイの施設もなかなか希望している日が取れず、あきらめる時も多い。	1
利	大型車いすを積載できる自動車を貸し出すサービスが充実すると良い。民間サービスは利用料が高いので、補助制度があるとよい。外に出る機会を、施設の送迎だけに頼らず、幅広く選びたい。	1

【子どもへの支援について】		
利	放課後等デイサービスは数が少なく利用したくても入れない。帷子児童センターなどで放課後等デイサービスのようなものがないか？ 放課後等デイサービスを利用しているが、利用日数に制限のない多治見市が羨ましい。 働く者にとって、出勤時間に間に合わなくなってしまうので、放課後等デイサービスを少し早く始めてくれたら助かります。	3
利、事	保育所は私立で受け入れてもらえず苦労した。くれよんは幼稚園の入園をすすめられたが受け入れてもらえないし、紹介してもらえない訳でない。市立の保育所・幼稚園が少ないので、私立への支援等も考えて欲しい。 就学前の保育・教育として、保育園での加配対応があるが、保育園は保護者の就労が必要となる。重度の障がいのあるお子さんをもつ保護者が働かなくても就学前保育・教育を受けられるような体制を望みます。	2
利	くれよんでは、子供をみてもらいながら先生に相談できた。小学校の先生は忙しく、相談できない。家族以外で、子供のことを継続的に知っている人、場所を作って欲しい。	1
利	通級を行っている学校が少なく、グレーゾーン※の発達障害児や軽度の児童は、支援級へ行くか、普通級で我慢を強いられるかになります。全ての学校で、通級制度を取り入れて欲しい。	1
利	放課後等デイサービスの利用で、サービス計画者と事業者、利用者との情報交換が少ない。半年ごとの計画更新時だけでなく、その間にも情報交換があった方が、よりよい利用計画書を作っていたらと思う。	1
利	放課後等デイサービスや日中一時支援は、保育のような「子供を預かる」という方向性が強いように感じる。もっと療育や学習、教育といった「学ぶ」方向性の強いサービスや施設を希望します。	1
事	児童発達支援、放課後等デイサービスの支給日数の判断基準を明確にして欲しい。	1

グレーゾーン：各種障がい者手帳や福祉サービスが適用とならない程度の障がい。

【就労支援について】		
利	就労継続支援 A 型の賃金が安く、安定した生活が送れない。 就労継続支援 A 型で、4 時間/日働いている。通院により休む日があり、月 5～6 万円の収入。生活するには大変。	4
利、民	障がい者を受け入れてくれる職場を増やしてほしい。本当に基本理念を理解している職場が、なかなかないと思う。働く場所が無ければ、障がい者にとって”住みごこち一番”とはならない。企業側の障がいへの理解不足から、個人に沿った対応がきちんとできていないため雇用が継続しない。	2
利	知的障がい者の就労場所が少ないように思います。市営の場所で就労できるようになれば良い。	1
利	グレーゾーンの子（親）は、就労の準備が遅くなってしまいます。障害と自覚はあるが、どんな事をいつ頃から、どこで情報を得られるか、色々教えていただく機会（説明会、ジュニアハローワーク、体験見学会…）が、早くからあると良いと思います。	1
事	就労継続支援 B 型事業所のみで、新たに取引業者を探し作業を受託することは難しい。可児市にも工業団地があるが、障害者施設と企業とのつながりはない。企業にも障害者施設とのつながりがあると良い。つながりを持てる機会を作ってもらえるとありがたい。	1

【移動支援・社会参加について】		
利	作業所に通うのに、電車を使っている。定期代を半分市で負担してほしい。 通所の時 JR を使うが、定期券がとても高いので学生と同じ料金にしてほしい。	3
利、団	自宅から職場への送迎サービスがあるとありがたい。 作業所への送迎、作業所終了後の預かり等があるとありがたい。	3
事、民	同行援護を行う事業所がもっと増えてほしい。 同行援護の時間量が少ない。病院や公共施設のほか、買い物（生活するのに必要なこと）に対する時間制限がきびしいとの声が多い。	3
利	可児駅から支援学校行きの東鉄バスが出ている。さつきバスで駅まで行き、東鉄バスに乗れるような時間帯で運行してくれたら利用できる。 さつきバスの利便性が良くなれば利用したい。今は車に乗っているが、乗れなくなったら、電車かバスを利用したい。	2
利	社会参加助成券を増やして欲しい。 手帳を持っているが、級が軽いので助成券がもらえない。級に関係なく、助成券がもらえるとありがたい。	2
事	日中活動系サービスの利用者が月 5000 人以上となっている中で、移動支援の利用が月 10 人程度というのが気になる。	1

【行政の対応について】		
事、民	日常的に車椅子を使用している方がいる。歩道がバリアフリー化されていないため何度も転んでいる姿を見かけることがあった。車椅子や同行援護の方が外出する際にとっても歩きづらい。でこぼこしていると、転倒にもつながり怖い。歩道の整備を早急をお願いしたい。	4
利	手続きに時間がかかるのを、短くしてほしい。 申請、受給者証等の受け取りに、市役所へ出向かなければいけないのが不便。 窓口で、理解できない事が多くて、聞き直したら、対応が悪くてすごく不快な思いをした事がありました。	3
利、事	障がい者施設から高齢者施設への移行が難しい。市の協力があると助かります。 障害福祉サービスから介護サービスへスムーズな移行ができるように、高齢福祉課と連携を強化していくことができれば良いと思う。	2
事	施設への聞き取りや現場確認の調査を行ったうえで、障害の判定を行ってほしい。 行政は、要望の聞き取りに依存するのではなく、事業所に出向いて、どんなサービスが行われ利用者がどんな施設内生活を送っているかを確かめ、何かを感じ取ってもらいたい。そういうことをして、不足しているサービスや支援がなんなのかわかってもらえる気がする。	2
利	重度知的障がい者（息子 54 才）と要支援者（母）の二人暮らしで、自立した生活が徐々に困難になっている。障害者と老人を別々に支援するのではなく、世帯全体として、包括的に支援していただける体制の整備をお願いします。	1
利	サービス利用期間の設定が短いので、毎年何らかの申請をしなくてはならないのを負担に感じています。	1
事	行政の連携が乏しいので、見過ごされているケースがあると思う。	1

【情報提供について】		
利、民	どんなサービスがあるのか分からない。 自分がどのサービスを受けているのか分からない。 利用中の支援で充分満たされている、というより何をどのように利用したらいいか理解していません。	4
利、事	HP でサービス内容にたどり着くまでがわかりにくい。情報が雑多なので、シンプルにまとめてもらえると理解しやすい。 どのようなサービスで、どんな人が利用できるか、簡単でわかりやすい一覧が HP 等で見ることができたり、案内があると助かる。	3
利	どのような施策に、現状取り組まれているか理解、把握できていない。市政として発信している情報、実施している活動が受け取りやすくなると、色々と気づいて行動できるのではないかな。	1

利	サービスを利用できるかできないかを判断できる一覧表が欲しい。利用できる条件などを下敷き一枚にまとめて。	1
利	私のように、困っていても制度を知らず、苦しんで、悩んで、助けてと言えない人がもっている。困ったらどこに連絡するのか、高齢者、子育て中の人、分かりやすい表記があると良い。	1
民	サービス受給者が自ら、簡単にサービスを受給できるようなシステム作りが必要。	1

【障がい者への配慮・障がい者への理解について】		
団、民	小中学校の頃からボランティア活動に参加することで、障がい者に対する接し方も変わってくる。 小中学校での教育（道徳、人権、思いやり）差別は解消されていない。幼少期から啓発等の地道な活動を続ける必要あり。	3
民	障がい者と地域との交流の機会が少ない 障がい者施設との交流の機会が増えると良い	2
利	障がいがある人は「ただ存在する、ただいだけでよい」と言ってくださる方もみえますが、世の中の90%以上はお荷物だと思っていると感じる。人の心は長い間教育しても変わらない。好かれずとも嫌われないようにしていきます。	1
利	障害者と障害のない方との壁がまだまだ大きいと感じる。障害者という言葉にも違和感がある。壁を薄くするには、社会とのつながりが必要。学校での教育にも、いろんな事を感じてもらえる教えを希望する。	1
利	障がい者に対する地域の偏見がまだ多くあり、必ずしも障がい者が住みやすい環境にないと感じる。共生社会の実現が謳われているが、それ以前に障がい者に対する正しい理解が必要ではないか。	1
民	障がい施策は有意義なものが多数ありますが、健常者のほとんどは理解していないと思います。障がい施策の広報活動も重要と考えます。	1

【支援者への支援について】		
利	コロナのせいで身体的・精神的に働けなくなった。市は何の支援も援助もしてくれない。生活がすごく貧しい。もっとお金を援助して！	1
利	サービス利用本人はもちろん、同居家族の相談、助言も願いたい。家の事が全て自分にかかってきて、仕事もしなければならない、家事も一人で担当していると、家の事が処理しきれなく、精神的にも疲労しています。	1

5 障がい者計画策定委員からの意見

本計画策定にあたり、可児市の障がい福祉における現状と課題を把握するために、可児市障がい者計画策定委員に、4つのテーマについて意見を求めました。主な意見は以下のとおりです。

グループ1 「地域福祉・権利擁護」「差別解消等」

障がいや病気への理解

- ・身近なところで起こらない限り理解を深めるのは難しい
- ・他人には理解されにくい
- ・友達や地域の方々の理解を深めることが必要

不安感

- ・老後
- ・親亡き後の障がいのある人の暮らし
- ・聴覚障害で安心して買い物ができない
- ・新型コロナウイルス感染への不安

権利擁護・差別解消

- ・子どもへの教育
- ・保護者の障がいへの理解
- ・親子で聞くことのできる“障がいに関する講演”

- ・親亡き後の障がい者の人権
- ・成年後見制度^{*}の活用
- ・権利擁護センター

- ・地道な啓発活動が必要

- ・差別は施設内でも感じる

保育園に障がいのある子がいることがあたり前
まちに障がい者がいてあたり前の社会

北欧（ヨーロッパ）の福祉社会が理想（共生社会）

「心のバリアフリー」を大切にする可児市

成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が不十分な人に対して、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援する制度。

グループ2 「福祉サービス」「相談・情報提供等」

ライフステージに合わせたサービス

- ・障害福祉サービスから介護サービスへのスムーズな移行
- ・障害福祉サービスと介護サービスの両サービスを利用
- ・共生型サービス事業所が増える
とよい
- ・日中活動と連携したグループホームを増やす
- ・入所者の加齢化・重症化が進展し課題となっている
- ・福祉サービスの充実を図りたいがマンパワー不足

相談支援の充実

- ・相談支援専門員の不足
- ・相談支援専門員の育成、増員
- ・支援者チームを作る
- ・情報の連携が難しい
- ・困ったことを相談できる場
- ・自分の希望をしっかりと伝えることができる
- ・サービス、制度について気軽に相談できる



基幹相談支援センター※

- ・相談支援事業者の指導、助言

重症心身障がい児者へのサービス

- ・レスパイトサービス※が必要
- ・日中一時支援が必要
- ・重症心身障がい者に対応するサービスが不足している

情報提供の必要性

- ・障害年金や各種手当、福祉サービス等について知らない保護者

各機関の連携により対応

- ・地域生活支援拠点
- ・自立支援協議会

レスパイトサービス：介護を要する高齢者や障がい者を、一時的に預かって家族の負担を軽くする援助サービス。

基幹相談支援センター：総合的・専門的な相談に対応する相談機関。P.30を参照。

可児市は、可児市社会福祉協議会に委託するとともに、委託相談支援事業所（5か所）に基幹相談支援センターのバックアップ機能を委託しています。

グループ3 「教育・育成」「保健・医療」

地域で生活する医療的ケア児の増加

- ・ 保護者が就園を希望しても就園できない（加配保育士等の配置）
- ・ 保護者が学校に入学を希望する場合の対応（看護師等の配置）
- ・ 看護提供体制の課題
- ・ 病院の課題
- ・ 地域における支援体制の理解不足
- ・ 関係機関の連携不足

発達支援を必要とする児童生徒の増加

- ・ 特別支援学級や通級指導教室に通う児童の増加
- ・ 外国籍児童生徒の増加



- ・ 外国籍の保護者や児童と意思疎通できる職員（通訳）の増員
- ・ スクールサポーターの確保
- ・ 通級指導教室の指導者の育成と充実

保護者・家族などへの支援

- ・ 障がい児を支える家庭等への支援者の（質）確保
- ・ 出生前の妊婦や家族を支援する仕組みを整備
- ・ 妊娠期・出産期からの切れ目ない支援体制
- ・ 支援者への教育を充実
- ・ 個々の特性に合った支援
- ・ 家庭での関わり方についての支援
- ・ 親に対して対応方法を伝えられる人材が必要
- ・ 必要な情報を把握し共有する

医療機関・専門家の充実

- ・ 検査者や専門医の数を増やすなど医療機関の充実
- ・ 発達障がいに対応する専門家（児童精神科医師、臨床心理士等）の不足

グループ4 「雇用・就業」「ユニバーサルデザイン・安全」

就労に向けて

- ・就労に向けた一般企業と障がい者のマッチング

就労場所

- ・空き家を活用する
- ・自宅で作業を行う

仕事内容

- ・特性に応じた仕事を行う
- ・公共施設を管理する部署と連携して就労場所候補を選定

職場定着

- ・職場の理解
- ・企業在籍型ジョブコーチ※の配置
- ・定着支援機関との連携強化
- ・岐阜県圏域ネットワーク事業「雇用・就労支援部会」の活用
- ・仕事のやりがいや楽しさ

公共交通機関

- ・就労開始時間・退社時間に利用できる交通機関が少ない
- ・電車やさつきバスなどを利用する際の介助者の増員とシルバー人材の活用
- ・バスの乗り降りが安易にできる装備の充実
- ・運賃の免除や割引運賃の充実



仕事に就き安定した就労生活を続ける

- ・市が率先して障がい者福祉施設に事業委託
- ・新規の事業所を確保し作業量を維持する

生活や余暇を豊かで充実したものにする

- ・生涯学習の視点に加え、友達や仲間づくりの場や機会の提供
- ・趣味や特技などを発表する機会を提供しサークル活動を支援

ジョブコーチ：障がい者の就労にあたり、就労先に出向くなどして、事業主や社員、障がい者本人、障がい者の家族に対して、障がいのある人の特性を踏まえた助言や啓発、就労先での各種調整、健康管理など専門的支援を行うことで、障がい者の職場適応や定着を図るもの。

6 第5期可児市障がい者計画の総括と今後の展開

第5期可児市障がい者計画における各事業は、概ね計画どおり進捗しています。

また、第5期可児市障がい者計画における成果目標のうち、福祉施設の入所者数の削減目標は、重度の障がいのある人が多く在宅やグループホームでの生活が難しいため達成できませんでした。しかし、施設から地域生活への移行は、2人と目標を達成できました。

地域生活支援拠点等の整備は、中濃圏域内での関係機関との協議により、平成30（2018）年度から運用を開始しました。福祉施設から一般就労への移行促進は、目標を概ね達成しています。

なお、アンケート調査やヒアリング、策定委員会での意見から、障がい理解の促進、情報提供の必要性、親亡き後の居住の場の確保など、今後も引き続き取り組むべき課題が明らかになりました。

（1）主な成果

- 基幹相談支援センターは、平成30（2018）年度から運用を開始しました。

基幹相談支援センターを市役所福祉支援課内に設置し、障がい福祉係や一般相談支援事業所等関係機関と連携を図りながら、総合的・専門的な相談に対応しています。また、市内の事業所の質の向上を図るため研修を実施しています。

OH30年度相談実績 1,305件

OR元年度相談実績 1,459件

例えばこんな悩み・・・

ダブルケア問題
障がい児の育児をしなきゃ。
認知症の親の介護もある。
なんだか疲れたわ。

8050問題
親（80代）と子（50代・
無職独身）の2人暮らし。
今後の生活や子の将来に
不安を感じている。

可児市障がい者基幹相談支援センター
（福祉支援課内）
☎1111
月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）
午前8時30分～午後5時15分

困った時は気軽に
相談してください。

障がい者基幹相談支援センターは、地域にある施設や福祉サービスなどを有効的に結びつけるなど、人・家庭・地域に寄り添い悩みの解決方法を当事者と共に考えていきます。

新しい取り組み① 障がい者基幹相談支援センターを設置
障がいに関する相談をしやすく

広報かに 2018.7 P.4 下段に掲載

- 地域生活支援拠点等の整備は、平成 30（2018）年度から運用を開始しました。

地域生活支援拠点は、中濃圏域全体で面的に整備しています。

○緊急時の受入れ強化（短期入所事業所：ショートステイ） 9 事業所

○体験の機会の場の確保（共同生活援助：グループホーム） 11 事業所

【令和 2 年 8 月現在】

- 平成 29 年度から開所した市有地を貸与したグループホームについて、2 箇所 13 床（男性用）を確保し、R2.8.1 現在 9 床利用中です。また、体験利用者も 3 人おり、着実に親亡き後の受け皿として活用されつつあります。

民間事業所が空き家を活用したグループホームを開設しました。（4 床増）

- 福祉的就労の場などの日中活動サービス施設の整備を促進し、1 法人 1 事業所が事業を開始しました。（生活介護：1（共生型サービス））【令和 2 年 8 月現在】
- 障害児通所支援サービス施設の整備を促進し、3 法人 5 事業所が事業を開始しました。（児童発達支援：2、放課後等デイサービス：3）【令和 2 年 8 月現在】
- 重症心身障がい在宅支援センターみらい中濃サテライト（岐阜県から岐阜県看護協会に運営を委託）を可児市役所福祉支援課内に誘致しました。（平成 31 年 4 月 1 日開設）

（2）今後の課題

- 障がいへの理解促進、情報を提供する方法やしくみが充分ではない状況です。
- 親亡き後の居住の場は整備を促進しましたが、更なる整備が求められています。
特に、短期入所事業所（ショートステイ）や共同生活援助（グループホーム）の整備が求められています。そのために、自立支援協議会の全体会を開催し、広く事業者等にニーズを伝えていく必要があります。
また、サービス利用者への体験利用を促すことも必要です。
- 就労するまでの支援だけでなく、就労してからの定着支援が求められています。
- 医療的なケアに対応できる短期入所サービスの充実が求められています。
- 少子高齢化に伴い、障害福祉サービス事業所の人材確保や人材の資質向上も重要な課題となっています。
- 防災や防犯体制の整備について、今後も関係機関との協議が必要です。

自立支援協議会について

可児市障がい者地域生活支援推進協議会を「自立支援協議会」と位置付けています。

自立支援協議会は、全体会、定例会、部会で構成されています。

全体会は、平成 18 年度から令和元年度までに 2 回開催されました。

定例会は、毎月可茂地区の勉強会とセットで開催し、事例検討や広域での枠組みづくり等を行ってきました。（委託相談、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等）

部会は、平成 30 年度から毎月 2 回の相談支援部会と年 2 回の児童支援部会、就労支援部会を開催し、事例検討や研修、意見交換会等を行ってきました。

今後は、全体会の年 1 回の開催を定例化し、事業者への事業拡大を依頼していくと共に、情報交換を行い、よりよい障がい福祉環境を醸成していく必要があります。

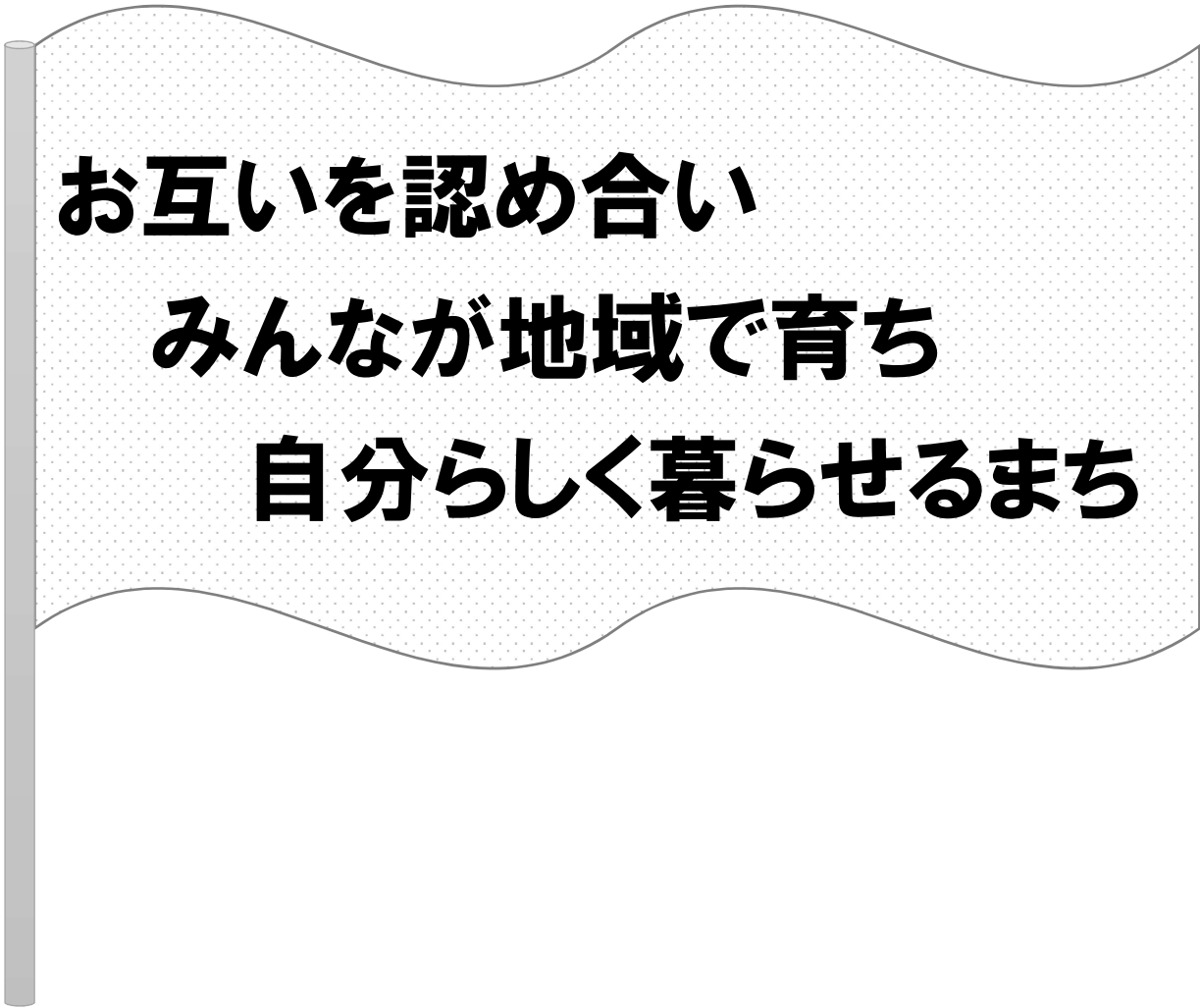
第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市の福祉関連分野の基本計画である「第3期可児市地域福祉計画」では、「私もつくる みんなで支える 安気なまち 可児」を地域福祉の理念とし、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として地域に参画し、『丸ごと』つながることで地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざしています。

前計画では、『お互いを認め合い みんなが地域で育ち 自分らしく暮らせるまち』を基本理念に掲げ、市民やボランティア、地域組織、事業所などの多様な関係者、関係機関と協働しながら障がい者施策を推進してきました。

本計画においても「市民中心のまちづくり」を根底に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまち、「地域共生社会」の実現をめざし、以下のような基本理念掲げます。



**お互いを認め合い
みんなが地域で育ち
自分らしく暮らせるまち**

2 基本目標

（１）地域でつながり、支えあう

障がいのある人もない人も地域の中で共に生活をしていくために、障がいや障がいのある人に対する理解、防災・防犯体制の整備を促進し、当事者や関係者、地域住民の活動を支援します。これらの取り組みを推進するため、情報提供や相談支援体制を強化します。

（２）住み慣れた地域で住み、くらす

障がいのある人が親亡き後も住み慣れた地域や自宅で生活し続けられるよう、グループホームなどの居住の場の整備を推進するとともに、福祉用具や医療費助成などの充実を図ります。

（３）健やかに、安心して生活する

障がいのある人の健康の維持や重症化の未然予防のため、また障がいの原因となる疾病予防のための医療体制の確保やライフステージに応じた健（検）診を推進するとともに、健（検）診のフォローアップに努めます。

障がいのある人が暮らしやすい生活環境づくりにあたっては、住居や公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化を図るほか、成年後見制度を始めとする権利擁護や合理的配慮の提供、差別解消の取り組みを促進します。

（４）住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ

障がいのある子ども（医療的ケアが必要とされる子どもを含む）が、障がいの種類や程度などに関係なくその能力に応じた適切な教育を受けられるよう、関係機関と連携し、ライフステージごとに適切な支援を切れ目なく受けられる体制を整備します。また、障がいのある人が参加する生涯学習や文化・スポーツ活動などの一層の推進を図ります。

（５）働き、活動する

障がいのある人の社会参加や自己実現、経済的自立へとつなげるため、能力に応じた就業ができ、就業後の定着が図られるよう支援を行っていきます。就業が難しい人に対しては、日中活動や機能訓練の場を充実させます。また、さまざまな活動に参加するための外出や意思疎通支援を行います。

3 施策の体系

基本目標		施策の方向	事業
1	地域でつながり、支えあう	(1) 障がいの理解と支えあいの心の育成	①障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進 重点 ②子どもの頃からの福祉教育の推進 ③地域での福祉教育の推進
		(2) 市民による支えあいのしくみの強化	①身近な地域での支援体制の整備 ②当事者活動の支援と障がいのある人の保護者への支援
		(3) 相談支援体制の充実・強化	①相談・ケアマネジメント体制の強化
		(4) 情報提供	①情報提供の充実
		(5) 障がい者施策推進のための体制強化	①障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上 ②障害福祉サービス事業所等への指導 ③ネットワークの充実と検討体制の整備
		(6) 防災・防犯体制の整備	①防災対策の充実 ②緊急・災害時の支援体制の整備 ③防犯対策の充実
2	住み慣れた地域で住み、くらす	(1) 在宅支援と居住の場の確保	①訪問系サービスの推進 ②親亡き後の居住の場の整備 重点 ③障害福祉サービス利用に向けた相談支援 重点 ④地域生活支援の拡充 重点
		(2) 福祉用具や医療費助成制度の推進	①補装具費・日常生活用具給付費支給の推進 ②医療費助成の推進
3	健やかに、安心して生活する	(1) 支えあいによる健康づくりの推進	①地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進 ②地域医療体制の整備
		(2) 健康の保持・増進のための支援	①ライフステージに応じた健（検）診・訪問・相談・教育の実施
		(3) バリアフリーの計画的推進	①住宅のバリアフリー化の支援 ②公共的施設のバリアフリー化の推進 ③民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進 ④道路のバリアフリー化の推進
		(4) 権利を守るしくみづくり	①権利擁護の推進 ②虐待防止対策の推進
		(5) 「合理的配慮」と「差別解消」への対応	①「合理的配慮」と「差別解消」への対応

基本目標		施策の方向	事業
4	住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ	(1) 総合的な障がい児支援の充実	①早期相談支援と切れ目のない支援
			②就学前発達支援 重点
			③障がい児保育・就学前教育
			④個々の状況に応じた適切な就学支援の推進
			⑤障がいに応じた適切な教育の充実
			⑥就学期における療育の推進 重点
			⑦高校生への支援
		(2) 生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実	①生涯学習・文化活動の推進
			②スポーツ・レクリエーション活動の推進
5	働き、活動する	(1) 一般企業等への就業に向けた支援	①一般企業等への就業に向けた支援 重点
			②市役所の障がい者雇用
		(2) 就業の場の確保と自立訓練の推進	①就労支援の実施
		(3) 日中活動の場の確保	①日中活動系サービスの推進
		(4) 外出・意思疎通支援の充実	①移動手段の確保と移動・外出の支援
			②意思疎通の支援

4 重点を置く取り組み

※下記の各事業はP.59以降に掲載

第5期可児市障がい者計画を総括することで明らかになった今後の課題を解決するために、次に挙げる6項目に重点を置いて取り組んでいきます。

(1) 啓発活動の拡充（事業 No. 1）

障がいのある人に総合的な相談窓口を紹介するため、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターのPR名刺を設置します。

(2) 親亡き後の暮らしの場の整備（事業 No.34.37.41）

障がいのある人が住みなれた地域で生活し続けられるよう、そして親亡き後の暮らしが始まる際に支援体制が途切れないようにするため、短期入所の利用やグループホームの体験利用を促進していきます。また、安心して生活できる住まいの確保のため、日中活動系の障害福祉サービス事業所などと連携したグループホーム整備を促進します。

(3) 就労支援・定着支援（事業 No.91）

障がいのある人の社会参加や自立の促進、障がいの特性に応じた雇用環境の充実を図るため、相談支援事業所や就労移行・就労継続支援事業所、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター、特別支援学校などの関係機関や民間企業の受け入れ窓口との連携や情報交換を強化し、一般就労や福祉的就労へつなげていきます。また、障がいのある人が就労先に定着できるよう支援を行います。その他、障がい者が就労する事業所からの優先調達や製品の販売機会確保などにより、自立支援を促進します。

(4) 障がいのある子どもの早期発見・早期療育（事業 No.67.68.79）

こども応援センターぱあむを中心に関係機関の連携によって、障がい、または発達に気になる子どもについての各種相談や健診などにより早期発見に努めます。また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所などで早期に療育が受けられるように体制を充実させます。また、保育園や学校などを訪問して支援方法などについて助言するなど、支援者に対する支援体制の充実も図ります。

(5) 医療的ケアが必要とされる人への支援充実（事業 No.34.40.68.79）

医療的ケアが必要な障がい児・者や重症心身障がい児・者、難病等の人への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

(6) 精神障がい者の地域生活支援の充実（事業 No.39.42）

精神障がい者の継続した地域での生活や病院からの退院促進等への支援充実が求められています。関係者の協議の場を活用し、医療機関（精神科）や事業所等と連携することで、医療的支援や障害福祉サービスを受けられるよう支援充実を図ります。

■子育て支援課・こども応援センターぱあむについて■

可児市では、発達に障がいなどがある子どもたちの自立を願い、家族が安心して子育てができるよう、早期からの支援につなげると共に、家族や保育園・幼稚園、学校等の取り組みを支える組織として、子育て支援課内に「こども応援センターぱあむ」を開設しました。健康増進課と共に更なる支援の充実を図ります。

I 乳幼児発達等相談（妊娠期支援含む）

- ①すくすく相談（1歳6か月児健診、3歳児健診の事後相談）
- ②ことば・発達相談（市民直接予約または関係機関の紹介）
- ③パパママ教室・マタニティサロン等への講師派遣

II 巡回相談

- ①保育園・幼稚園訪問（幼児期）
- ②児童センター・児童館への出張相談、講演
- ③学校訪問（学童期）
- ④キッズクラブ訪問

III 連携強化

- ①教育委員会、学校との連携（切れ目のない支援）
- ②児童発達支援事業所等子育て支援機関との連携

IV その他

発達に障がいなどがある子どもに関する知識の普及、啓発活動等

■こども発達支援センターくれよんについて■

可児市では、こども発達支援センターくれよんにて発達に何らかの心配がある乳幼児への療育支援や療育の利用に向けた相談対応をしています。

I 療育（児童発達支援事業所）

- ・対 象 乳幼児（0歳から小学校就学の始期に達する子ども）
- ・療育方法 ①就園児療育「個別療育」+「グループ療育」又は「ペア療育」
②未就園児集団療育（食事指導、生活習慣自立支援を含む）
③2歳児親子療育（食事指導、生活習慣自立支援を含む）
④0歳・1歳児親子療育

II 計画相談（相談支援事業所）

福祉サービスの利用にあたり必要となる計画を作成します。計画作成にあたっては、子どもの状況に合ったサービス内容を相談・調整しています。

第4章 障害福祉サービス等の見込み

1 成果目標

令和5（2023）年度を目標に、国の指針等を踏まえて、次の成果目標の達成をめざします。

（１）施設入所者の地域生活への移行

■国の指針

目標	令和5年度目標
施設入所者の地域生活移行者数	令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
施設入所者数	令和元年度末の施設入所者の施設入所者数から1.6%以上削減する。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和元年度実績	令和5年度目標
施設入所者数	人	83	83
施設入所者の削減数	人	-	0
令和元年度末の施設入所者に占める地域移行者数	人	-	1
令和元年度末の施設入所者に占める地域移行者の割合	%	-	1.2

■確保方策

- ・岐阜県が県内施設への調査を行った結果、当市における待機者は15人（令和2年8月現在）おり、施設入所者数の削減は見込めないため、施設入所者数は現状維持とします。
- ・地域移行者数は、障害支援区分の高い人が在宅生活に戻ることやグループホームで生活することは、困難であることが予想されるため、1人でも多くの人々が地域生活へ移行できるよう施設と連携していきます。

（２）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■国の指針

各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和元年度実績	令和5年度目標
地域生活支援拠点等の整備	か所	1	1
地域生活支援拠点等の運用状況を継続的に検証・検討	回	-	3

■確保方策

- ・地域生活支援拠点の更なる充実に努めます。多様なニーズに対応するため、選択肢を増やせるよう中濃圏域の事業所と連携し、継続して面的に整備を推進します。
- ・地域の課題等の把握（地域アセスメント）や社会資源の現状把握・発掘を行い、支援者・関係者における方向性・対策を決定し、方向性・対応策について評価します。
- ・年３回程度中濃圏域の関係者による会議を開催し、運用ルールの徹底、運用状況の共有等を図ります。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

■国の指針

目標	令和５年度までの目標
福祉施設から一般就労への移行者数	令和元年度実績の１．２７倍以上とする。そのうち、就労移行支援事業は令和元年度の一般就労への移行実績の１．３０倍以上、就労継続支援Ａ型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の概ね１．２６倍以上、就労継続支援Ｂ型事業は令和元年度の一般就労への移行実績の概ね１．２３倍以上とする。
就労定着支援事業の利用率	就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、７割が就労定着支援事業を利用する。
就労定着支援事業の就労定着率	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上とする。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和元年度実績	令和５年度目標
福祉施設から一般就労への移行者数	人	１０	１３
就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	人	５	７
就労継続支援Ａ型事業利用者の一般就労への移行者数	人	５	６
就労継続支援Ｂ型事業利用者の一般就労への移行者数	人	０	０
就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の就労定着支援事業の利用者の割合	%	－%	７０%
就労移行支援事業所全体に占める、就労定着率が８割以上の事業所数の割合	%	－%	７０%

■確保方策

- ・自立支援協議会などの場を通じて、障害福祉サービス事業所や計画相談支援事業所等、関係機関と意見交換を行い、連携を強化し、一般就労への課題を関係者が共有し、対応していきます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

■国の指針

目標	令和5年度までの目標
児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。(困難な場合は、圏域での設置でも可)
難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保	児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携を図るなど、難聴児支援のための中核機能の整備を行う。(県)
保育所等訪問支援サービスの拡充	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。(困難な場合は、圏域単位での確保でも可)
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の協議体設置	医療的ケア児支援のために、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和5年度までの目標
児童発達支援センターの設置	か所	設置しない
保育所等訪問支援サービスの拡充	—	整備する
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を少なくとも1か所以上確保	か所	1
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保	か所	1
医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	か所	1
医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るためのコーディネーターを配置	人	1

■確保方策

- ・児童発達支援センターについては、可児市独自の体制を構築します。
- ・保育所等訪問支援サービスについては、可児市独自の体制と民間事業所により実施体制の2通りで構成します。
- ・重症心身障がい児を支援する事業所については、医療機関と連携し対応を図ります。
- ・医療的ケア児支援のための協議については、市及び中濃圏域の自立支援協議会の部

会等において対応を図ります。

- ・医療的ケア児支援のためのコーディネーターについては、基幹相談支援センターや重症心身障がい在宅支援センターみらいと連携し対応を図ります。

■児童発達支援センターの設置について■

○可児市において、児童発達支援センターに求められる機能はこども健康部【子育て支援課こども応援センターぱあむ（以下、「ぱあむ」）、健康増進課、こども発達支援センターくれよん（以下、「くれよん」）】で取り組む可児市独自の支援体制としてすでに構築しています。

（取組みの詳細は下表参照）

【児童発達支援センターの機能とこども健康部事業との比較】

児童発達支援センターの機能	こども健康部事業	担当
1) 地域の障がい児やその家族への相談	①すくすく相談 随時 ②ことば・発達相談 随時	健康増進課 ぱあむ
2) 障がい児を預かる施設への援助・助言（保育所等訪問支援：必須）	①園観察訪問 R1実績：12園 のべ96人 ②年中児相談 R1実績：17園 行動観察児 234人 保護者面談 94人	ぱあむ
	③利用児園訪問 R1実績：23園 のべ145人（含む新就園児 10人） ④園スタッフくれよん訪問 R1実績：7園 のべ17人	くれよん
3) 関係機関との連携・協力による支援機能の充実	①発達支援コーディネーター会議 2ヶ月に1回、園の主任級向け 研修・情報交換の実施	ぱあむ
	②研修会の開催 5回／年、園等の支援者向け	ぱあむ くれよん
	③公開療育等の実施 2回／年	くれよん

○また、児童発達支援センターの施設基準等を満たそうとすると、医務室の設置が必要となり、指導室不足の現状をさらに圧迫し利用児の療育スケジュール確保が困難となります。

以上のことから、くれよんを児童発達支援センターとして位置付ける予定はありません。

（５）相談支援体制の充実・強化等

■国の指針

市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保する。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和５年度までの目標
障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	件	1,900
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言	件	16
相談支援事業所の人材育成のために行う支援の実施	件	4
相談支援機関との連携強化	件	24

■確保方策

- ・基幹相談支援センターを地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）や専門的な相談業務の支援する機関として対応の充実を図ります。

（６）障がい福祉サービス等の質の向上

■国の指針

都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築する。

■可児市における成果目標

目標	単位	令和元年度実績	令和５年度目標
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	2	5
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	—	—	整備する
指導監査結果の共有	—	実施済	継続実施

■確保方策

- ・岐阜県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他研修へ参加します。
（障害支援区分認定調査員研修、市町村身体障がい者福祉担当者研修会など）
- ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。
- ・県（可児県事務所福祉課）が実施する事業所指導監査に同行し、指導監査結果を共有すると共に、事業所の個別支援の状況を確認し、必要に応じて指導します。

2 障害福祉サービスの見込み

(1) 障がい福祉計画に関するサービスの見込み

障害福祉サービスとは、障害者総合支援法に基づいて提供される居宅介護、生活介護、施設入所支援などの介護給付と、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）などの訓練等給付があります。各種サービスの見込み量を以下のとおり設定し、必要なサービス量を確保します。

(2) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等へ訪問し、必要な介護や家事援助等を提供するサービスです。

■訪問系サービスの見込み量

(時間分は1ヶ月あたりの支給量)

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	55	55	55	55
	時間分	550	550	550	550
重度訪問介護	人/月	3	3	3	3
	時間分	11	11	11	11
同行援護	人/月	10	12	14	16
	時間分	90	95	100	105
行動援護	人/月	0	1	1	1
	時間分	0	5	5	5
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0

■サービス見込み量の確保方策

- ・居宅介護については、介護保険サービスと障害福祉サービスを1箇所の施設で提供できる「共生型サービス」について介護保険事業所へ働きかけを行い、訪問系サービスの提供事業所の増加に努めます。
- ・重度訪問介護では、新たな事業者の参入や人材育成を図ります。
- ・同行援護、行動援護では、事業者に対する情報提供を行います。
- ・重度障害者等包括支援については、利用を見込んでいませんが、利用意向のある人に対応できるよう、情報提供と事業所の提供体制の整備を進めます。

（３）日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスです。

■日中活動系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み			
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
生活介護	人/月	180	185	190	195	
	人日/月	3,400	3,500	3,600	3,700	
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	0	0	
	人日/月	0	0	0	0	
自立訓練（生活訓練）	人/月	13	14	15	16	
	人日/月	100	110	120	130	
就労移行支援	人/月	35	40	40	40	
	人日/月	300	310	320	330	
就労継続支援Ａ型	人/月	140	145	150	155	
	人日/月	2,100	2,150	2,200	2,250	
就労継続支援Ｂ型	人/月	160	170	180	190	
	人日/月	2,100	2,200	2,300	2,400	
就労定着支援	人/月	10	14	18	22	
療養介護	人/月	11	11	11	11	
短期入所（医療型）	人/月	4	4	4	4	
	人日/月	15	15	15	15	
短期入所（福祉型）	人/月	50	60	60	60	
	人日/月	300	350	350	350	

■サービス見込み量の確保方策

- ・生活介護については、引き続き事業所の参入の促進を図ります。
- ・利用希望のニーズが高い就労移行支援事業や就労継続支援事業は、地域の関係機関や団体と連携し、企業の受け皿拡大等を図ります。
- ・短期入所では、市内の事業所や医療機関等、広域的な連携のもとで提供体制の拡大に向けた検討を進め、医療的なケアが実施できる体制の整備に努めます。

（４）居住系サービス

居住系サービスとは、入所施設や共同生活を行う住居において、主に夜間に必要な介護や援助を提供するサービスです。

■居住系サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み			
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	
自立生活援助	人/月	1	1	1	1	
共同生活援助 （グループホーム）	人/月	35	35	35	35	
施設入所支援	人/月	83	83	83	83	
地域生活支援拠点等 の整備	回	0	3	3	3	

■サービス見込み量の確保方策

- ・自立生活援助では、生活介護やグループホームの事業所に働きかけを行い、サービスの提供体制を整備します。
- ・グループホームや施設入所支援では、本人や家族の希望に沿った暮らしができるよう、事業所等と連携して対応します。また、アンケート調査でもニーズが高いグループホームについては、市内での整備を促進します。
- ・地域移行が可能であると思われる施設入所者に対しては、積極的に地域移行につながるよう支援します。
- ・年３回程度中濃圏域の関係者による会議を開催し、運用ルールの徹底、運用状況の共有等を図ります。

（５）相談支援

相談支援とは、障がいのある人やその介護者、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、自らサービスの利用調整が困難な人に対するサービス利用計画作成等を行うものです。

■相談支援サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
計画相談支援	人/月	120	130	140	150
地域移行支援	人/月	0	0	0	0
地域定着支援	人/月	0	0	0	0

■サービス見込み量の確保方策

- ・指定特定相談支援事業所の指定を行い、適正なサービス等利用計画の作成が行われる体制の整備を進めます。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、サービスの使い勝手がよくないと事業所から指摘されているため、サービスとしての利用は見込んでいませんが、事業所と市が連携して対応していきます。

3 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業とは、相談支援事業、日常生活用具給付等事業などを通じ、障がいのある人たちが、それぞれの能力や適性に応じ、自立した生活を営むことができるように支援する事業のことをいいます。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくするため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業です。

市民に対し、障がい特性や障がいのある人についての講座や研修等を開催し、理解を深めます。

②自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援する事業です。

障がいのある人やその家族を対象としたふれあいの場を設けるとともに、当事者団体や家族会への活動支援を行います。

③相談支援事業

障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

親亡き後の社会的支援の中心となる相談支援を行う人材を育成し、基幹相談支援センターの機能強化・充実を図ります。

相談支援を行う事業所等と連携し、相談支援体制を強化します。

■相談支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	9	9	9	9
基幹相談支援センター	—	1	1	1	1
基幹相談支援センター機能強化事業	—	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	—	—	—	—	—

④成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し、または利用しようとする知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認めた場合、必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

判断能力が不十分な障がいのある人が、適切にサービスの利用契約や財産の管理等が行えるよう制度の周知に努めます。

■成年後見制度利用支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	実施見込み者数	0	1	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における市民後見人の活用も含めた法人後見活動を支援するために、可児市社会福祉協議会との連携のもと、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

⑥意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置等による支援などを行います。

手話通訳や要約筆記等を行う人材の養成と確保を図ります。

■意思疎通支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	実設置者見込み数	1	1	1	1
手話通訳者派遣事業	実利用見込み数	80	90	90	90
要約筆記者派遣事業	実利用見込み数	60	60	60	60

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。
必要な人がサービスを利用できるよう、日常生活用具に関する情報を周知するとともに、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

■日常生活用具給付等事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	給付等 見込み 件数	10	10	10	10
自立生活支援用具	給付等 見込み 件数	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	給付等 見込み 件数	20	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	給付等 見込み 件数	12	13	14	15
排せつ管理支援用具	給付等 見込み 件数	1,900	1,950	2,000	2,050
居住生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等 見込み 件数	1	1	1	1

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動を促進する手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手話奉仕員養成講座は中止しました。

研修に関する情報を積極的に発信します。

■手話奉仕員養成研修事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成講座	受講終了見込み者数	0	20	20	20

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に、余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

サービス提供事業所と連携し、障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう支援します。

■移動支援事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/月	7	7	7	7
	時間/月	44	45	46	47

⑩地域活動支援センター事業

障がいのある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

サービス提供事業所と連携し、障がいのある人の日常生活や社会参加に関する支援を行います。

■地域活動支援センター事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施見込み箇所数	4	4	4	4
	実利用見込み者数	50	50	50	50

(2) 任意事業

地域生活支援事業の任意事業として実施する各種事業の見込み量を以下のように設定します。

障がいのある人やその家族の日常生活や就労、社会参加等を支援するため必要なサービスの提供に努めます。

■任意事業の見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業	人/月	6	7	8	9
	回/月	18	21	24	27
日中一時支援事業	か所	17	18	19	20
	人/月	75	80	85	90
	回/月	700	750	800	850
生活サポート事業	人/月	0	1	1	1
	時間/月	0	120	120	120

4 障害児通所サービスの見込み

(1) 障がい児福祉計画に関するサービスの見込み

障害児通所サービスとは、児童福祉法に基づいて提供される児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援などのことを言います。

各種サービスの見込み量を以下のとおり設定し、必要なサービス量を確保します。

■障害児通所等サービスの見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	300	310	320	330
	人日/月	1,000	1,030	1,060	1,090
医療型児童発達支援	人/月	0	1	1	1
	人日/月	0	23	23	23
放課後等デイサービス	人/月	200	210	220	230
	人日/月	2,000	2,100	2,200	2,300
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1
	人日/月	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	1	1
	人日/月	0	0	3	3
障害児相談支援	人/月	73	75	77	79

■サービス見込み量の確保方策

- 放課後等デイサービスは今後も利用者の増加が見込まれているため、基準に基づく適切な支給決定を行いながら、相談支援事業者やサービス提供事業所と協力し、事業所の確保に努めます。また、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の増加に向けて、既存の事業所以外でも対応できるように働きかけを行います。
- 居宅訪問型児童発達支援は、児童発達支援事業所に実施を働きかけ、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 障害児相談支援は、関係機関と連携し、適切な障害児支援利用計画の作成及びモニタリングが行われるよう努めます。

（２）医療的ケア児等に対するコーディネーター

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、適切なサービスの提供が必要です。協議の場に参画し地域の課題資源の開発等を行いながら地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。

■医療的ケア児等に対するコーディネーターの見込み量

種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
配置人数	人	２	２	２	２

（３）子ども・子育て支援事業との連携

障がい福祉に関連する部局と、子育て支援に関連する部局が連携し、障がい児支援の体制づくりを行う必要があります。本計画においては、障がい児の保育所の見込み量を以下の通り設定します。

■子ども・子育て支援事業との連携に関する見込み量

サービス種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
保育所	人	１６	１２	１６	１８
認定こども園	人	０	４	２	２

（４）こども応援センターぱあむとの連携

こども応援センターぱあむが実施している、発達が気になる、または障がいがある子どもについての発達相談や通っている保育園や事業所への支援などと連携することで、障がい児への支援体制充実を図ります。

※こども応援センターぱあむについては、P.39 を参照

5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、保健・医療・福祉関係者による協議の場（退院時のケース会議を含む）を設け、適切なサービス利用等を通して地域生活を包括的に支援するしくみのことを言います。

各種別の見込み量を以下のとおり設定します。

種別	単位	実績見込み	見込み		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	回	3	3	3	3
保健・医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	15	15	15	15
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援	人	0	0	0	0
精神障がい者の地域定着支援	人	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人	6	6	6	6
精神障がい者の自立生活援助	人	1	1	1	1

■確保方策

- ・自立支援協議会にて対応を図るとともに、入院患者の退院時のケース会議に参加し退院支援を行います。
- ・当該精神障がい者に適切なサービスがあれば、サービス利用につなげます。
- ・地域移行支援及び地域定着支援については、サービスの使い勝手がよくないと事業所から指摘されているため、サービスとしての利用は見込みませんが、事業所と市が連携して対応していきます。

第5章 基本計画

第6期可児市障がい者計画から、事業の進捗管理については以下のとおりとします。

- 1 前期計画（第5期）の新規事業、拡充事業、継続事業で未実施の事業及び第6期の新規事業、拡充事業については、進捗管理を行います。

（次ページ以降の表において事業欄に___を付して表示しています）

（例）

No.	事業	方針	担当課
1	<u>多様な手段による啓発活動</u> <u>【拡充】</u>	○広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどの・・・	福祉支援課
		○障がいのある人に・・・	福祉支援課

- 2 前期計画（第5期）の継続事業で計画どおり進行中の事業については、必要に応じて進捗管理を行います。

- 3 前期計画（第5期）の継続事業で事業廃止となった事業については掲載しません。

【新規】：第6期可児市障がい者計画から新たに実施する事業。

【新規掲載】：第5期可児市障がい者計画までに実施していた事業で、第6期可児市障がい者計画から新たに掲載した事業。

1 地域でつながり、支えあう

(1)障がいの理解と支えあいの心の育成

① 障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進

No.	事業	方針	担当課
1	<u>多様な手段による啓発活動</u> 【拡充】	○広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどの広報媒体を活用し、障がい特性や障がいのある人への理解を深めるための啓発を行います。中でも、特に理解されにくいとされる発達障がいや精神障がい、高次脳機能障がい※などについての啓発を強化します。	福祉支援課
		○障がいのある人に総合的な相談窓口を紹介するため、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターの PR 名刺を設置します。【新規】	福祉支援課
		○身体障害者福祉協会可児支部の地域交流会等に対して補助金を支出する等、地域交流を促進します。【新規掲載】	福祉支援課
2	障がい者週間等における啓発活動	○「障がい者週間」や「人権週間」「ダウン症の日」「自閉症デー」「世界希少・難病性疾患の日」などの際に、関係団体などと連携し、広報媒体を活用した啓発や街頭啓発を行います。	福祉支援課
3	障がい者に関するマークの普及	○「耳マーク」「ヘルプマーク」「ほじょ犬マーク」などの、障がい者に関するマークの普及を図り、理解と協力を促します。	福祉支援課

高次脳機能障がい：脳の損傷により生じる認知機能の障がいのこと。交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい（くも膜下出血等の脳出血、脳梗塞）などによる後遺症のため、記憶障がいや注意障がい、感情障がいなどのさまざまな症状があらわれる。

【障がい者基幹相談支援センターの PR 名刺】



参考：障がい者に関するマークについて



耳マーク

聞こえが不十分なことを表す、国内で使用されているマークです。



ヘルプマーク

外見では分からなくても援助や配慮を必要としていることを表すマークです。



厚生労働省作成

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。



ハート・プラス マーク

「身体内部に障がいがある人」を表しています。

② 子どもの頃からの福祉教育の推進

No.	事業	方針	担当課
4	学校における福祉教育の推進	○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、特別支援学校（可茂特別支援学校）と小中学校との交流機会を充実させます。	学校教育課
		○小中学校の「総合的な学習の時間」、福祉体験、福祉集会等の中で、障がい者福祉をテーマとした学習を進めます。	学校教育課
5	<u>校外活動参加による福祉教育の推進【継続】</u>	○社会福祉協議会が実施する「福祉ドキドキわくわく体験（小学生対象）」への児童生徒の参加を促進します。	福祉支援課（社会福祉協議会）
		○障がい者スポーツ等を通じて、小学生や中学生と障がいのある人の交流を進め、相互理解を図ります。	福祉支援課
6	福祉教育への支援	○市内の幼稚園や保育園、小中学校を社会福祉協議会が福祉協力校として指定し、障がい体験等の学習を行います。	福祉支援課（社会福祉協議会）
		○学校現場における福祉教育に活用できるよう、社会福祉協議会による福祉体験用具の貸出しを支援します。	福祉支援課（社会福祉協議会）
7	大学生等の現場実習の受け入れ	○市内の福祉現場で大学生等が現場実習を受けられるよう情報提供を行い、人材育成を支援します。	福祉支援課

③ 地域での福祉教育の推進

No.	事業	方針	担当課
8	各種講座の実施	○社会福祉協議会の実施するボランティア養成講座への支援を通じ、障がい者福祉に関する活動を行うボランティアの育成を図ります。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
		○障がい特性や障がいのある人の理解を深めるための各種講座を実施します。	福祉支援課

(2) 市民による支えあいのしくみの強化

① 身近な地域での支援体制の整備

No.	事業	方針	担当課
9	民生委員児童委員活動への支援	○地域の福祉活動の相談役、推進役として重要な役割を担う民生委員児童委員に対し、障がいなどに関する知識を深めるための研修等の実施や関係機関との連携を支援します。	高齢福祉課
10	障害者相談員活動への支援	○身体障害者相談員及び知的障害者相談員が行う、障がいのある人または保護者への相談や情報の提供、助言などの活動を支援します。	福祉支援課
		○身体障害者相談員による相談会の開催支援や知的障害者相談員が参加する交流サロン運営支援を行います。【新規掲載】	福祉支援課
		○県が実施する研修会などへの参加を促進し、相談員の相談支援技術の向上を図ります。	福祉支援課



交流サロンで話を聞く知的障害者相談員

11	地域福祉を推進する人材の確保	○日常の見守り活動を行うなど、地域福祉を推進する人材である地域福祉協力者 [*] や地域見守り協力事業者・団体 [*] の制度周知や担い手の確保に努めます。	高齢福祉課
12	ボランティア・NPO活動への支援	○かにNPOセンターにおいて、市内で障がい者福祉に関連する活動を行うNPO等の支援を行います。	地域振興課
		○社会福祉協議会との連携のもと、市内で障がい者福祉に関連する活動を行うボランティアの支援を行います。	地域振興課
			福祉支援課 (社会福祉協議会)

地域福祉協力者：地域で、一人暮らしや体の不自由な方、子どもを見守る人。高齢化や核家族化が進む中、見守りが必要な人を地域で見守り、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、実施している制度。

地域見守り協力事業者・団体：民間事業者などが、個人宅を訪問する業務活動などを通じて地域の見守りなどを実施し、高齢者の孤立死や子どもの虐待などを防止すると共に、地域の皆さんが安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進していくもの。

② 当事者活動の支援と障がいのある人の保護者への支援

No.	事業	方針	担当課
13	各種団体の活動支援など	○情報の提供や講演会、各種催事への後援などにより、当事者団体や家族会などへの活動支援を行います。	福祉支援課
		○希望する人が加入できるよう、当事者団体や家族会の活動のPRを行います。	福祉支援課
		○施設見学、生活発表会、音楽会などの開催支援などにより、障がいのある児童生徒とその保護者による自主的な活動を支援します。	福祉支援課
		○新たな団体の設立の希望がある場合、可能な支援を行います。	福祉支援課
14	障がい者生活支援センターによる活動支援	○「障がい者生活支援センター」において、当事者団体や家族会への情報提供や団体間の連携強化などの支援を行います。	福祉支援課 (社会福祉協議会)

(3) 相談支援体制の充実・強化

① 相談・ケアマネジメント体制の強化

No.	事業	方針	担当課
15	相談窓口の充実	○福祉支援課内に障がい者基幹相談支援センター及び重症心身障がい在宅支援センターみらいを設置するとともに、保健師、精神保健福祉士等の資格を有する者の増員を進め、専門的な対応ができる体制整備に努めます。【新規掲載】	福祉支援課
		○本市が指定する相談支援事業所との連携のもと、障がいのある人からの相談に対応し、助言や情報提供等の支援を行います。また、相談窓口同士の連携を強化し、必要に応じてアウトリーチ※を行い、SOSを出せない人への支援も行います。【新規掲載】	福祉支援課
			高齢福祉課
			くれよん
			子育て支援課
			こども課
			健康増進課
			学校教育課
		○発達が気になる子どもとその保護者に対し、「乳幼児運動発達相談」「すくすく相談」「ことば・発達相談」「発達と教育の相談会」などの相談事業や健診事後教室を実施し、子育ての不安の軽減と子どもの育ちを支援します。	子育て支援課
			健康増進課
			学校教育課
		○発達障がいなどの専門医との連携を強化し、専門的な相談に対応できる環境を整備します。	福祉支援課
			くれよん
			子育て支援課
			健康増進課
			学校教育課
16	<u>相談機関の連携【拡充】</u>	○福祉支援課職員の日常的な相談業務や個別援助技術を通じて、相談機関と連携を図ります。自立支援協議会において相談支援部会を開催し、連携を深めます。	福祉支援課
		○基幹相談支援センターを中心に、指定相談支援事業所などと連携して、障がい者および関係者から寄せられる多岐にわたる相談に対して総合的・専門的な対応や支援を行います。	福祉支援課

アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらずその声が届いていない人に対して、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。

(4)情報提供

① 情報提供の充実

No.	事業	方針	担当課
17	多様な手段による情報提供	○広報紙やケーブルテレビ、ホームページなどにより障害福祉サービスや支援制度などに関する情報提供を行います。	福祉支援課
		○ホームページに申請書等の様式を掲載し、手続きの簡素化を進めます。【新規掲載】	福祉支援課
		○福祉支援課窓口に、障がい者に関する各種制度案内の資料を配置します。	福祉支援課
		○民生委員児童委員による見守り、相談活動の中で障害福祉サービスや支援制度などに関する情報提供を行います。	高齢福祉課
		○「障がい者生活支援センター」に、障がい者に関する各種制度案内の資料や、各種活動団体の案内チラシ等を配置します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
18	<u>視覚障がい者 や聴覚障がい 者に対する情 報保障【継続】</u>	○広報紙やホームページ等について、文字の大きさやフォント、色彩、音声コードなどに配慮し、障がいのある人にとってわかりやすい情報の提供に努めます。	秘書広報課 総務課
		○希望する視覚障がい者へ点字による行政文書の送付を行います。	福祉支援課
		○聴覚障がい者の緊急時に対する手話通訳等の派遣について体制を整備し、関係機関へ周知します。	福祉支援課
		○市役所の窓口や他の機関などへの手話通訳者の派遣、FAX、携帯メールなどの多様な媒体により聴覚障がいのある人へ行政情報を提供します。	福祉支援課
		○市役所に手話通訳者を配置し、聴覚障がいのある人に対応します。	福祉支援課
		○日常生活用具給付等事業により視覚または聴覚障がいのある人へ情報伝達を支援する用具を給付します。	福祉支援課

19	難病相談会や患者会の紹介	○保健所において実施する「難病相談会」や「患者会」などについての情報提供を行うとともに、参加を促進します。	福祉支援課
20	難病患者への支援体制の強化	○難病患者への相談や情報提供について、窓口の明確化を図るとともに、県等と連携して相談・支援や市民への啓発等を実施します。	福祉支援課
		○難病に関する総合的な相談と情報発信等を行う「難病生きがいサポートセンター」（岐阜県難病相談・支援センター）の周知を図ります。	福祉支援課

(5) 障がい者施策推進のための体制強化

① 障がい者施策にかかわるスタッフの確保と資質向上

No.	事業	方針	担当課
21	スタッフの確保	○必要に応じて、精神保健福祉士、保健師、ケアマネジャー、介護福祉士、社会福祉士、臨床心理士、手話通訳者などの専門的な技術を持つ人材を確保できるよう、計画的な採用を行います。	人事課
		○必要に応じて、特別支援学級において児童生徒の指導援助を行うスクールサポーターを確保します。	学校教育課

② 障害福祉サービス事業所等への指導

No.	事業	方針	担当課
22	<u>事業所等への指導【継続】</u>	○障害福祉サービス事業所等への指導について、県による実地指導に同行することなどにより、指導体制を強化し、適切な障害福祉サービス等の提供体制の構築を図ります。	福祉支援課

③ ネットワークの充実と検討体制の整備

No.	事業	方針	担当課
23	<u>庁内各課、関係機関・団体などとの連携強化【拡充】</u>	○個別支援会議や相談会・研修等の開催を通じ、職員の知識や支援技術を高めるとともに、定期的な情報共有により効率的なサービス提供を行います。	福祉支援課
		○関係機関・団体と連携し、障がいのある外国籍市民への情報提供や支援がスムーズに行える体制を整備します。	福祉支援課
		○医療的なケアを必要とする障がいのある人や難病患者等に対応するため、医療機関等との連携をより一層強化します。	福祉支援課
		○当事者だけでなく家族への支援についても、関係者・関係機関と連携し対応します。	福祉支援課
24	<u>自立支援協議会（障がい者地域生活支援推進協議会）の充実【拡充】</u>	○保健、医療、学校、企業、就労支援などの関係者、相談支援事業者、サービス事業者、当事者団体、行政機関などで構成する自立支援協議会の機能を強化するため、全体会を年1回定例的に開催し、事業者への事業拡大を依頼していくと共に、情報交換を行い、よりよい障がい福祉環境を醸成していきます。【新規】 また、課題ごとに部会を設置して、基幹相談支援センターが中心となり、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりについて具体的な方策の検討を進めます。	福祉支援課
		○医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。	福祉支援課
		○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、支援体制の整備を図ります。	福祉支援課

(6) 防災・防犯体制の整備

① 防災対策の充実

No.	事業	方針	担当課
25	防災対策意識の高揚	○防災に関する広報や訪問による啓発、地域の自主防災訓練への支援、新しい基準で更新作成する洪水ハザードマップの配布などを通じ、地域の防災活動を支援します。また、障がいのある人の防災訓練への参加を促進します。	防災安全課
		○市内障害福祉施設の避難行動計画の策定、訓練を支援します。	福祉支援課
26	<u>福祉避難所の充実【拡充】</u>	○災害時に長期避難が必要となる場合は、一般の避難所での生活が困難な障がいのある人とその家族のため、災害弱者優先避難所の充実を図るため、避難所の運営マニュアルを整備します。また、福祉避難所の協力施設を増やすため、調整を行います。	高齢福祉課
27	木造住宅耐震診断	○地震による建築物の倒壊を防ぐため、木造住宅耐震診断を実施し、必要に応じて補強工事を促進します。	建築指導課
28	災害時の情報伝達体制の整備	○障がいのある人に災害の情報などが伝わるよう、緊急FAXサービスやメールによる配信を実施するとともに周知を図ります。	福祉支援課

② 緊急・災害時の支援体制の整備

No.	事業	方針	担当課
29	避難誘導体制の構築	○避難行動要支援者名簿を作成し、関係者への事前の名簿提供等により、地域における避難体制づくりを支援します。	防災安全課
		○地域における避難行動要支援者の避難について、自治会（自主防災会）を中心とした検討を促進し、災害時の連携に努めます。	
30	<u>避難所の充実【拡充】</u>	○避難所の住環境を改善するとともに、状況説明・物資配給などの情報の提供を障がいに配慮して行います。医療体制の整備など、障がいのある人が避難所で過ごすために必要な配慮について検討を進め、体制を整備します。	防災安全課
			高齢福祉課
			健康増進課

③ 防犯対策の充実

No.	事業	方針	担当課
31	悪質商法に関する啓発	○パンフレットやホームページなどの情報媒体を活用し、悪質商法や消費生活に関する情報提供を行います。	防災安全課
			産業振興課

2 住み慣れた地域で住み、くらす

(1) 在宅支援と居住の場の確保

① 訪問系サービスの推進

No.	事業	方針	担当課
32	訪問系サービスの推進	○居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、訪問入浴サービスなどの訪問系サービスにより、障がいのある人の自宅での生活を支援します。	福祉支援課
33	生活サポート事業の実施	○介護給付の支給決定を受けられない人に対し、地域生活支援事業での生活サポート事業を実施します。	福祉支援課

② 親亡き後の居住の場の整備

No.	事業	方針	担当課
34	<u>短期入所の充実</u> <u>【拡充】</u>	○身近な地域で短期入所サービスが利用できるよう、市内において事業所の参入を促進するとともに、広域的な連携のもとで施設確保を促進します。また、体験利用についても推進します。緊急時に受け入れが可能となる施設確保に努めます。【新規掲載】	福祉支援課
		○医療的なケアに対応できる短期入所サービスの充実に向け、県と連携を密にして医療機関等への働きかけを強化します。	福祉支援課
35	日中一時支援事業への支援	○保護者や家族等の介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人に日中活動の場を提供することを支援します。	福祉支援課
36	施設入所が必要な人への支援	○施設への入所が必要な障がいのある人が円滑に施設を利用できるよう、施設入所にかかる調整などの支援を行います。	福祉支援課
37	<u>グループホーム</u> <u>への入居支援</u> <u>【拡充】</u>	○既存の日中活動系サービス事業所と連携して、市内でのグループホームの整備を促進します。	福祉支援課
		○新規開設予定の事業所に対して、情報提供を行い、市内でのグループホームの整備を促進します。【新規掲載】	福祉支援課
		○入居を希望する人へ、グループホームの紹介や入居への支援をします。また、体験入居についても支援します。緊急時に受け入れが可能となる施設確保に努めます。【新規掲載】	福祉支援課
38	市営住宅の優先的入居の考慮	○障がいのある人に対する市営住宅への優先入居について考慮していきます。	施設住宅課

③ 障害福祉サービス利用に向けた相談支援

No.	事業	方針	担当課
39	<u>障害福祉サービスの利用支援【拡充】</u>	○指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者等との連携のもと、障がいのある人のニーズや特性に応じたサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成を促進します。また、指定特定相談支援事業者の増加を促進します。	福祉支援課
		○利用者の状況等に応じ、サービス利用期間中に、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を実施し、環境や状態の変化等に対応できる体制を整備します。	福祉支援課
		○障がいのある人に総合的な相談窓口を紹介するため、身近な病院等に障がい者基幹相談支援センターの PR 名刺を設置します。【新規】	福祉支援課
40	<u>難病患者のサービス利用促進【継続】</u>	○障害者総合支援法により、障害福祉サービスの対象に難病患者が加わっていることから、制度の改正について周知するとともに、訪問系のサービスだけでなく就労系サービスの利用を促進します。	福祉支援課

④ 地域生活支援の拡充

No.	事業	方針	担当課
41	<u>地域生活支援拠点等の機能拡充【拡充】</u>	○地域生活支援拠点等については、中濃圏域や可茂地域などに存在する医療機関や障害福祉サービス事業所などの社会資源を活用した面的整備としての整備を進めます。また、整備にあたっては関係機関と共に実効性のある体制づくりを進めます。 年 3 回程度中濃圏域の関係者による会議を開催し、運用ルールの徹底、運用状況の共有等を図ります。【新規】	福祉支援課
42	<u>自立生活援助の利用促進【拡充】</u>	○施設入所やグループホームを利用していた人で一人暮らしを希望する人などを対象として、定期的な巡回訪問や随時対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言・各種調整などを行います。	福祉支援課
43	<u>共生型サービスの利用促進【拡充】</u>	○介護保険や障害福祉サービス事業所、関係部署などと連携を図り、障がい者と高齢者の双方が利用できる事業所（共生型サービス）の利用を促進します。	福祉支援課
			介護保険課

(2)福祉用具や医療費助成制度の推進

① 補装具費・日常生活用具給付費支給の推進

No.	事業	方針	担当課
44	<u>補装具費・日常生活用具給付費の支給</u> 【継続】	○障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入・修理・貸与に要した費用の一部について補装具費を支給します。	福祉支援課
		○日常生活上の便宜を図るため、障がいのある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の購入及び住宅改修に要した費用の一部について日常生活用具給付費を支給します。	福祉支援課
45	その他の福祉機器貸出し、購入助成	○県との連携のもと、ニュー福祉機器助成事業を推進します。	福祉支援課
		○社会福祉協議会が実施する車いすなどの福祉用具の貸出しについて情報提供を行い、利用を促進します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)

② 医療費助成の推進

No.	事業	方針	担当課
46	医療費助成	○心身に障がいのある人が医療を受ける場合に、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院）の利用を促進し、自己負担額の軽減を図ります。	福祉支援課
		○重度心身障がい者医療費助成により、障がいのある人の経済的負担を軽減します。	福祉支援課

3 健やかに、安心して生活する

(1) 支えあいによる健康づくりの推進

① 地域ぐるみで取り組む健康づくりの推進

No.	事業	方針	担当課
47	健康づくりに関する情報提供	○障がいの原因となる疾病の予防に向け、広報紙やホームページなどを活用し、健康づくりに関する情報提供を行います。	健康増進課
48	<u>心の健康づくり【拡充】</u>	○心の健康づくりに関する啓発や情報提供などについて、自殺対策に関する計画や指針を踏まえてより一層、うつ予防や自殺予防対策を進めます。	福祉支援課 健康増進課

② 地域医療体制の整備

No.	事業	方針	担当課
49	包括的な保健医療サービスの提供	○医療機関等と連携を図り、保健・医療・福祉サービスが総合的、継続的に提供されるしくみづくりに努めます。	福祉支援課 健康増進課
50	スムーズな診療に向けた支援	○医療機関と連携し、障がい特性に関する情報の共有化を図り、障がいのある人が医療機関で診療を受けやすい環境づくりに努めます。	福祉支援課 健康増進課
		○障がいのある人の診療が可能な医療機関に関する情報提供を行います。	福祉支援課 健康増進課
		○歯科医院へ出向くことが困難な障がいのある人に対し、歯科医院との連携のもと、自宅への訪問歯科診療の充実を図ります。	健康増進課
51	専門的な診療体制の整備	○医療機関や関係機関との連携を図り、身近な地域で、障がいに関する専門的な診療が受けられる環境づくりに努めます。	福祉支援課 健康増進課
52	感染症への対応【拡充】	○法定の予防接種について、接種率の向上及び健康被害の未然防止を図ります。市内の個別医療機関では接種判断が困難な慢性疾患等を持つ子については「二次、三次及び県外予防接種医療機関」において実施します。【新規掲載】	健康増進課

52	感染症への対応【拡充】	○感染による重症化リスクがある人の感染防止のために、全ての人が手洗い等の基本的な感染症対策に取り組めるよう、あらゆる広報媒体を利用して周知を図ります。発生期においては、国や県が公表等する情報について、市ホームページへの掲載等により、速やかに情報提供を図り、公共施設等については、感染症対策を徹底し、集団感染等を未然に防ぐよう図ります。【新規】	健康増進課
		○市内障害福祉施設等での感染拡大防止、収束に向け、県・保健所・市感染症対策本部と連携できる体制を作ります。また市内障害福祉施設に情報提供を行います。【新規】	福祉支援課

(2)健康の保持・増進のための支援

① ライフステージに応じた健(検)診・訪問・相談・教育の実施

No.	事業	方針	担当課
53	<u>妊娠期から新生児期における支援【継続】</u>	○安全な出産に向け、妊婦健康診査受診票（補助券）の交付を通じ、妊婦健診の受診率の向上を図ります。	健康増進課
		○安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦及び新生児の訪問を行います。	健康増進課
		○新生児聴覚検査の助成を行い、受診を勧奨します。	健康増進課
54	乳幼児期における支援	○乳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、育児不安のある保護者の支援を行います。	健康増進課
		○乳幼児健診等で把握した、発達等について心配を抱える乳幼児とその保護者に対しては、関係機関と連携を図り、各種の専門相談につなげます。	健康増進課
		○健診未受診者に対しては電話による確認や訪問により把握に努めます。	健康増進課
55	成人期における支援	○障がいの原因となる疾病を予防するため、健康教育・健康相談・特定保健指導を行います。	健康増進課

55	成人期における支援	○生活習慣病※の予防に向け、青年期から高齢期にかけて健診（ヤング健診、特定健診、ぎふ・すこやか健診）や各種がん検診等を実施するとともに、受診率の向上に努めます。	国保年金課
			健康増進課

生活習慣病：成人期後期から老年期にかけて、罹患率、死亡数が高くなる慢性疾患の総称。食事、運動、飲酒、喫煙など、日常生活習慣が病気の発症や進行に関わっている。

(3) バリアフリーの計画的推進

① 住宅のバリアフリー化の支援

No.	事業	方針	担当課
56	市営住宅の改修	○市営住宅の改修等に合わせて、段差の解消や手すりの設置などのバリアフリー化を推進します。	施設住宅課

② 公共的施設のバリアフリー化の推進

No.	事業	方針	担当課
57	公共施設のバリアフリー化	○新設する公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方、バリアフリー化を取り入れた整備をします。	施設住宅課
		○既存の公共施設について、障がいのある人の意見等を把握しながらバリアフリー化を推進します。	施設住宅課
58	公共交通機関のバリアフリー化	○鉄道事業者との連携のもと、バリアフリー化整備を推進します。	都市計画課

③ 民間施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

No.	事業	方針	担当課
59	ユニバーサルデザイン・バリアフリーに向けた啓発	○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」・「岐阜県建築基準条例」による法令・「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づきユニバーサルデザイン・バリアフリー化整備について啓発を行います。	建築指導課

④ 道路のバリアフリー化の推進

No.	事業	方針	担当課
60	道路のバリアフリー化	○歩道の幅員拡大、歩道・車道の段差解消、点字ブロックの設置などを行い、道路のバリアフリー化を推進します。	都市整備課
			土木課
61	障害物や放置自転車の撤去	○「可児市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき、障害物や放置自転車の撤去を推進し、誰もが歩きやすい安全な道路空間の創出を図ります。	管理用地課

(4) 権利を守るしくみづくり

① 権利擁護の推進

No.	事業	方針	担当課
62	権利擁護の推進	○判断能力が十分でない障がいのある人が不利益を被らないよう支援する成年後見制度について、可児市権利擁護センターにおいて、その周知を図るとともに市長申し立ての活用などにより制度の利用を支援します。また、可児市成年後見利用促進基本計画に基づき事業を推進します。【新規】	福祉支援課
			高齢福祉課
		○社会福祉協議会が「ず〜っとあんき支援事業」で実施する日常生活自立支援事業※や法人後見事業※、死後事務委任、入退院時支援サービスを支援します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
		○選挙の投票所入り口の段差へのスロープ設置や、点字投票、代理投票などの制度についてさらなる周知を行い、障がいのある人が選挙に参加する機会を保障します。	総務課

日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。

法人後見事業：適切な後見人などがいない人を対象として、家庭裁判所の審判に基づき、可児市社会福祉協議会が法人として成年後見人などの業務を行う事業。

② 虐待防止対策の推進

No.	事業	方針	担当課
63	障がい者の虐待防止対策の推進	○障がい者虐待の防止等に関する広報、啓発活動を行います。	福祉支援課
		○障がい者虐待防止センターにて県などの関係機関と連携し、虐待に関する、通報・報告等へ対応します。	福祉支援課

(5)「合理的配慮」と「差別解消」への対応

①「合理的配慮」と「差別解消」への対応

No.	事業	方針	担当課
64	<u>「合理的配慮」と「差別解消」への対応【継続】</u>	○障がい者差別解消検討委員会を定期的 に開催し、合理的配慮の提供について検討 します。また、新規採用職員などに対し て合理的配慮の提供に関する研修を行 います。	福祉支援課
		○障がいのある人に対する差別解消や合理的 配慮についての啓発を行います。また、 差別解消などに関する相談や訴えに対応 します。	福祉支援課

4 住み慣れた地域で育ち、学び、楽しむ

(1) 総合的な障がい児支援の充実

① 早期相談支援と切れ目のない支援

No.	事業	方針	担当課
65	専門発達相談の実施	○本人及び家庭が抱える多様な問題について、専門家による相談対応などを行います。	子育て支援課
			こども課
			健康増進課
			学校教育課
		○利用にあたっては、乳幼児健診事後指導、保育園や幼稚園、児童センター、小学校スクールカウンセラー※などの子育て支援に関する施設や関係者との連携等により、早期相談に結びつけます。	子育て支援課
			こども課
			健康増進課
			学校教育課
		○相談により把握された要支援児童については、関係機関が情報を共有し、連携して切れ目のない支援を行います。	福祉支援課
			子育て支援課
			こども課
			健康増進課
			学校教育課
66	<u>保育所等訪問支援の実施【継続】</u>	○障がい児が集団生活をしている施設を訪問し、障がい児とその他の児童との集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	福祉支援課

スクールカウンセラー：児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する者のこと。

② 就学前発達支援

No.	事業	方針	担当課
67	<u>こども発達支援センターくれよんにおける発達支援【継続】</u>	○発達に何らかの心配がある子どもに対し、通所による療育（児童発達支援）を行うとともに、その家族に対する支援を行います。特に、3才児未満に対しては、親子療育を行い、早期療育および早期家族支援を推進します。	くれよん
		○一人ひとりのニーズや特性に応じたサービスが受けられるよう計画相談（障害児支援利用計画作成・モニタリング）を行います。	くれよん
		○地域の中核的な療育機関として、幼稚園、保育園、教育機関、福祉関係等関係機関と連携した支援体制を構築します。	くれよん

68	<u>児童発達支援の推進【拡充】</u>	○児童発達支援の場を提供する事業所と連携し、重症心身障がい児を含めた療育を必要とする小学校入学前の子どもへの適切な支援を行います。	福祉支援課
			くれよん
		○乳幼児期における発達の特性と対応について、講演会や研修会、また現場での指導者支援などを通じて理解・啓発を行います。	福祉支援課
			子育て支援課
69	<u>居宅訪問型児童発達支援の促進【継続】</u>	○重度の障がい等で、障害児通所支援を利用することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問する発達支援の提供を促進します。	福祉支援課

③ 障がい児保育・就学前教育

No.	事業	方針	担当課
70	障がい児への保育や就学前教育の推進	○すべての市立保育園・幼稚園で加配対応など障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。また、私立保育園についても加配保育士の確保の支援を行い、障がい児の受け入れ体制の充実を図ります。	こども課
		○保育園や幼稚園への入園にあたっては保健、保育、福祉が連携して対応し、適切な就園を支援します。	こども課

④ 個々の状況に応じた適切な就学支援の推進

No.	事業	方針	担当課
71	教育支援委員会の開催	○教育支援委員会の開催により、障がいのある児童一人ひとりの状況を把握したうえで、適切な就学を支援します。	学校教育課

⑤ 障がいに応じた適切な教育の充実

No.	事業	方針	担当課
72	個別指導計画の作成	○個別指導計画を作成し、障がいのある児童生徒への教育・指導体制を充実します。	学校教育課
		○通常学級の中で、個別に配慮が必要な児童生徒についても個別指導計画が作成できるよう、体制を充実させます。	学校教育課
73	通常学級に在籍する軽度発達障がい児への支援体制の構築	○幼保連携協議会の上位組織である幼保小連携推進会議を活用して、さらに関係機関の連携を強化し、保育園、幼稚園から小中学校に至るまで、一体的な指導・援助が行える体制を充実させます。	こども課 学校教育課
		○学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいの児童を対象とした発達通級指導教室を増設し、発達障がいのある児童に対応するとともに、指導の充実に努めます。	学校教育課
		○スクールサポーターを配置し、発達障がいのある児童生徒への学習を支援します。	学校教育課
74	特別支援教育育成会の活動支援	○特別支援学級の相互交流を促進するため、各種の交流事業を実施します。	学校教育課
		○生活発表会の実施を通じ、障がいのある児童生徒が、自身の将来の進路や職業を考える機会を設けます。	学校教育課
75	可児市特別支援教育連携協議会の開催	○可児市特別支援教育連携協議会の開催を通じ、教育、医療、福祉、健康、労働等の各分野が連携した児童生徒への支援に努めます。	学校教育課
76	教職員の資質向上	○担当者会やサークル研修会、授業研究、実践交流、校内研修等を行い、障がいのある児童生徒に対する教職員の指導技術や専門性を高めます。	学校教育課
		○特別支援学校の教員を招へいすることで教員の指導力の向上を図ります。	学校教育課

⑥ 就学期における療育の推進

No.	事業	方針	担当課
77	教育相談の実施	○各学校において教育相談を行うとともに、小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者の相談に対応します。	学校教育課
		○障がいに関する専門的な相談を行う「発達と教育の相談会」を実施します。専門医との連携を強化し、身近な場所で相談ができる体制を充実させます。	学校教育課

No.	事業	方針	担当課
78	ことばの教室等の実施	○小中学校に設置されている通級教室「ことばの教室」と「ふれあい教室」において、言語障がいや発達障がい等のある児童への指導を行います。	学校教育課
79	<u>放課後等デイサービスの充実</u> <u>【拡充】</u>	○学校通学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等デイサービスの利用を支援します。	福祉支援課
		○重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。	福祉支援課

⑦ 高校生への支援

No.	事業	方針	担当課
80	高校生への支援	○特別支援学校の高等部や、一般の高校に通う障がいのある生徒に対し、教育機関や就労機関等と連携しつつ、相談や情報提供などの支援を行います。	福祉支援課

(2) 生涯学習とスポーツ・レクリエーション活動の充実

① 生涯学習・文化活動の推進

No.	事業	方針	担当課
81	各種教室や講座等学習機会の提供	○「障がい者生活支援センター」などにおいて、障がいのある人が参加できる各種講座、教室を開催し、生涯学習・文化活動の機会を提供します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
		○障がいのある人を対象としたパソコン教室を開催し、相互に学び合えるしくみづくりを進めます。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
82	<u>文化創造センターとの連携による共生事業の推進</u> <u>【継続】</u>	○障がいのある人の社会包摂を目的とする作品展・文化展・各種催事等を支援します。	福祉支援課
83	学習・活動成果の発表支援	○特別支援学級の児童生徒の作品展や地区センターでの催しなどにおいて、事業所製品の展示・販売の機会を提供します。	福祉支援課
			学校教育課
84	視覚障がいや聴覚障がいのある人の生涯学習への参加機会の確保	○生涯学習の場などにおいて、手話通訳者、要約筆記者を配置し、聴覚障がいのある人が生涯学習活動に参加しやすい環境づくりを進めます。また、手話通訳者、要約筆記者の育成を行います。	福祉支援課
		○音訳ボランティアの育成に努めるとともに、資料の音訳などの活動を支援します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)

② スポーツ・レクリエーション活動の推進

No.	事業	方針	担当課
85	スポーツ教室の開催等スポーツ機会の確保	○誰もがスポーツに親しめるよう、障がいのある人が参加できるスポーツ教室を開催するとともに、スポーツ大会への参加を支援します。	文化 スポーツ課
			福祉支援課
86	スポーツ活動へ参加できる環境の整備	○スポーツ活動への障がいのある人の参加を支援するため、指導者の育成に努めるとともに、障がいのある人も参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。	文化 スポーツ課
			福祉支援課

5 働き、活動する

(1) 一般企業等への就業に向けた支援

① 一般企業等への就業に向けた支援

No.	事業	方針	担当課
87	<u>就労に向けた情報発信・情報提供の充実【継続】</u>	○障がい者雇用率制度や、企業の社会的責任などについて、ポスター、リーフレットなどの活用により啓発を行います。	福祉支援課
			産業振興課
88	民間企業への働きかけ	○身近な地域で障がいのある人の就労の場が拡充されるよう、関係機関との連携強化や民間企業との意見交換会の開催を図りながら職場の開拓や掘り起こしを進めます。	福祉支援課
			産業振興課
89	就労に向けた相談・支援の充実	○障がい者雇用に関する各種助成制度についての情報提供や、公共職業安定所が実施する就職面接会・職業相談・職業訓練に関する相談会、岐阜県障がい者雇用企業支援センターが実施する就労相談会、岐阜県立障がい者職業能力開発校の紹介・訓練への参加について支援を行います。	福祉支援課
			産業振興課
		○「障がい者生活支援センター」において、就労に関する相談等に対応します。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
90	就労事業所との連携強化	○就労移行支援や就労継続支援の事業所との連携により、障がいのある人の一般就労を促進します。また、市内での就労移行支援事業所の確保に努めます。	福祉支援課
91	<u>就労定着に向けた支援と連携の強化【拡充】</u>	○一般就労等をした障がいのある人について、生活面の課題解決や就労の継続を図るため、県や障がい者就業・生活支援センター、サービス提供事業所との連携のもとで、障がい者の就労定着支援を促進します。	福祉支援課

② 市役所の障がい者雇用

No.	事業	方針	担当課
92	市役所の障がい者の雇用	○可児市役所での、障がい者雇用率が法定雇用率を上回るよう、職員の計画的な採用を行います。また、就労の定着に向けて、担当職員等に対し必要な研修を実施します。	人事課

(2) 就業の場の確保と自立訓練の推進

① 就労支援の実施

No.	事業	方針	担当課
93	福祉的就労施設の確保	○就労継続支援事業所の確保に努め、市内に福祉的就労の場の整備を推進します。	福祉支援課
94	福祉的就労への支援	○就労訓練等の障害福祉サービスを利用する障がいのある人に対し、サービスにかかる利用者負担を助成する「障がい者就労支援事業」を実施します。	福祉支援課
		○公共交通機関を利用して福祉的就労の場に通勤している精神障がいのある人に対し、交通費の助成を行います。	福祉支援課
95	事業所製品の販路拡大	○地区センターでの催しや各種イベントの際に、事業所製品の販売のための場所の提供などを行います。	福祉支援課
		○岐阜県「ハート購入制度」(障がい者雇用努力企業等からの物品調達制度)への登録や岐阜県セルフ支援センターカタログへの登録、店舗への販売依頼などを通じ、事業所製品の販路拡大等を支援します。	福祉支援課
		○障害者優先調達推進法の趣旨に基づいて定める調達方針に沿って、優先的に障がい者就労施設等から物品等を調達するように市役所内の各課に啓発します。	福祉支援課

(3) 日中活動の場の確保

① 日中活動系サービスの推進

No.	事業	方針	担当課
96	日中活動系サービスの推進	○障がいのある人の日中活動や就労の場として、生活介護、就労移行支援、就労継続支援の各障害福祉サービスの利用を支援します。	福祉支援課

(4) 外出・意思疎通支援の充実

① 移動手段の確保と移動・外出の支援

No.	事業	方針	担当課
97	<u>コミュニティバス・公共交通の充実【拡充】</u>	○可児市コミュニティバス(さつきバス、電話で予約バス、おでかけしよ Kar K バス)の運行とYAOバス、民間路線バスへの運行支援を行うことにより、障がいのある人の社会参加を促進します。	都市計画課

98	多様な移動手段の提供と助成	○福祉有償運送※事業の周知と事業者の支援を行います。	高齢福祉課
		○身体障がいまたは知的障がいのある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。	福祉支援課
		○身体障がいのある人が就労等のために自ら運転する自動車の改造、または重度の身体障がいのある人の介護者が本人の移動のために自動車を改造、もしくは購入する場合、その経費の一部を助成します。	福祉支援課
		○市及び社会福祉協議会において、普通乗用車に乗ることが困難な人に対し、車いすに乗ったまま乗車できるリフトカーの貸出しを行います。	福祉支援課 (社会福祉協議会)
99	社会参加助成券と通院費用の助成	○重度障がい者（児）社会参加助成券の交付（タクシー券の交付や燃料費の一部助成）により、重度障がいのある人の社会参加を支援します。	福祉支援課
		○血液透析患者交通費助成券の交付により、定期的な通院により透析を受けている人を支援します。	福祉支援課

福祉有償運送：NPO や社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者等公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う車による移送サービスのこと。

② 意思疎通の支援

No.	事業	方針	担当課
100	手話通訳相談員の配置と養成	○福祉支援課に手話通訳相談員を配置し、聴覚障がいのある人の相談に対応します。また、手話通訳者の養成を進めます。	福祉支援課
101	意思疎通支援事業の実施	○手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行い、聴覚障がいのある人の意思疎通の円滑化を図ります。	福祉支援課
102	各種講座や講演会における手話通訳者や要約筆記者の配置	○市で実施する各種講座や講演会などにおいて手話通訳者、要約筆記者を配置し、聴覚障がいのある人が参加しやすい環境づくりを進めます。	福祉支援課

第6章 計画の推進体制

1 団体・事業者等との連携

(1) 計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布や、ホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人への理解を促進するための取り組みや、地域での見守り、防犯・防災などの取り組みは、地域の協力が不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

さらに、計画の推進状況や目標の達成状況について、随時、結果を公表し、計画の推進にあたって市民や当事者の意見が反映されやすい環境を整備します。

(2) 団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員児童委員や各障がいに関する相談員、自治会やまちづくり協議会、地区社協等のコミュニティ組織、当事者団体、サービス提供事業者との連携の強化を図ります。

また、障害福祉サービスの充実を図るため、サービス事業所等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

(3) 県や近隣市町村との連携

障がい福祉施策や、障害福祉サービスの提供などにおいて、広域的な対応が望ましいものについて、県や近隣市町村とともに連携して提供体制の充実に取り組みます。

2 障がい福祉施策に関する財政措置について

本計画で示した障がい者施策の方針に基づく各種事業・サービス等については、その充実に向けて予算の確保に努めます。

また、厳しい財政状況にあっても、障がい者福祉の充実に向けた施策を積極的に実施するために、個人への給付から、より長期的視点で効果が期待される社会資源の整備へ移行させていきます。

3 PDCA サイクルによる実効性の確保

PDCAサイクルとは、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）の4段階のプロセスを経て、事業の進捗を管理し、改善していく手法です。本計画の推進のために、PDCAサイクルに基づき、成果目標やサービス見込量の状況、目標達成の手法や、見込量の確保方策の適切さなどについて、検討し、事業をより良いものにしていきます。

4 継続して実施する事業について

第5期可児市障がい者計画において、これまで継続的に実施してきた事業でその進捗が予定どおり進行している事業についても、引き続き事業を実施してまいります。PDCAサイクルに基づく事業の進捗管理は必要に応じて行います。

資料編

1 策定の経過

年月日	内容
令和2年2月下旬～ 3月中旬	関係各課ヒアリングの実施（進捗状況）
6月下旬～ 7月中旬	可児市障がい者計画（第6期）策定にかかるアンケート調査の実施 【サービス利用者・サービス事業所】
7月28日	第1回 第6期可児市障がい者計画策定委員会の開催
8月	可児市障がい者計画（第6期）策定にかかるアンケート調査及びヒアリングの実施 【活動団体・民生委員（理事）】
9月15日	第2回 第6期可児市障がい者計画策定委員会の開催
9月下旬～ 10月上旬	関係各課ヒアリングの実施（今後の取り組み方針）
10月20日	第3回 第6期可児市障がい者計画策定委員会の開催
11月5日	庁議幹事会
11月20日	庁議
12月14日	可児市議会 教育福祉委員会報告
令和3年1月12日～ 2月1日	パブリックコメントの実施
2月 日	第4回 第6期可児市障がい者計画策定委員会の開催
3月 日	第6期可児市障がい者計画策定委員会が市長へ答申

2 策定委員会要綱

○可児市障がい者計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20の規定による障がい者及び障がい児のための施策に関する行動計画を策定するため、可児市障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、市長の委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

3 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱及び任命後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は、福祉部福祉支援課において処理する。

（委任）

第5条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

3 策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

氏 名	所属機関等	備 考
熊谷 豊一	一般社団法人 可児医師会 会長	委員長
橋本 廣子	岐阜医療科学大学看護学部看護学科教授 なないろルーム副室長	副委員長
臼井 潤一郎	のぞみの丘ホスピタル地域支援部 顧問 (岐阜県障がい者相談支援特別アドバイザー)	
市橋 弘行	可児商工会議所 会員(労働対策委員会 副委員長)	
長谷川 伸二	可茂学園 (障がい者支援施設) 園長	
土屋 りつ子	可児市障がい者基幹相談支援センター 相談支援専門員	
藏前 芳勝	東濃障がい者就業・生活支援センター サテライト t 所長	
粕谷 啓子	重症心身障がい在宅支援センター みらい 中濃サテライト 看護師	
岩月 佳子	特定非営利活動法人 岐阜県難病団体連絡協議会 理事	
生田 靖子	こども発達支援センターくれよん (児童発達支援事業所) 所長	
西尾 誠	岐阜県立可茂特別支援学校 地域支援センター長	
堂前 有司	可児市教育委員会(教育研究所) 指導主事	
水野 敏康	岐阜県身体障害者福祉協会可児支部 副支部長	
伊藤 芳雄	一般社団法人 岐阜県聴覚障害者協会可茂支部 理事	
宮前 恵子	岐阜県自閉症協会 東濃ブロック 可児地区担当役員	
伊藤 幸子	雑草の会(知的障がい者保護者団体) 会長	
塚本 明里	岐阜県ヘルプマーク普及啓発大使	
谷口 新二	市民公募委員	
太田 陽子	市民公募委員	

第6期可児市障がい者計画

発 行 : 可児市
編 集 : 可児市 福祉部 福祉支援課
〒509-0292
岐阜県可児市広見1丁目1番地
電 話 0574-62-1111 (代表)
FAX 0574-63-1294
発行年月 : 令和3年3月
